

古代は沈黙せず

古田武彦

第二篇

「法華義疏」の史料批判

—その史料科学的研究—

「法華義疏」の顕微鏡写真

第一巻右端下部。鋭利な刃物で切り取られている。



切り取られた箇所を拡大（いずれも原本）。



第四巻右端下部。

二つの墨点がある（コロタイプ本）。



切除された墨点部（原本）。



〈解題〉 日本の古代史世界において、最古の自筆原本がある。「法華義疏」と呼ばれる。

「聖徳太子の真筆草稿本であり、法隆寺に伝来せられたもの」——これが「定説」の見地であった。(明治維新後、皇室に献上。)

この見地に対して疑問をいただき、史料批判と共に、自然科学的研究方法でこれに直面した。顕微鏡及び電子顕微鏡写真の撮影並びに観察である。その結果、予想もせぬ幾多の事実を検証するに至ったのである。(未発表)

第二篇 「法華義疏」の史料批判・その史料科学的研究

序

真筆本、「法華義疏」は、わが国最古の文献である。紙に書かれた最古の文書であり、墨で記せられた最古の史料である。

それは永年、法隆寺に秘蔵せられてあったものが、明治十一（一八七八）年、皇室に献上せられ、爾来、御物として今日に至っている。

その上、本資料は、聖徳太子の真撰、かつ真筆本としての評価を学界及び一般に有してきた。他の二著、勝鬘経義疏、維摩経義疏の自筆本がすでに失われて年久しい現在、唯一無二との令名をほしいままにしている。

この貴重なる古史料に対し、一片の疑問をもち、史料批判と共に、史料科学的検証を加え、一定の解答に到達しえた。

よってここに報告させていただくこととする

第一章

一

わたしの疑問としたところ、それを先ず記させていたであろう。本史料に対する研究史において、いわゆる真偽論争の存したこと周知のごとくである（後述）。今は、新たな視点よりする、わたしの問題を左に挙げることにする。

第一。「南朝偏依」問題。

真筆本「法華義疏」（以下、当本と呼ぶ）において、「本義」「本疏」「本釈」「本」という表記が頻用され、それらがすべて、梁の法雲法師の「法華義記」を指していることは、花山信勝氏等の詳密な研究によって、すでに江湖に著名となっている。その例を記してみよう（頁数は岩波文庫本による）。

A 「本義」

- ① 此のなかの文を釈すること、「本義」は分ち重ねて解釈す。〈三六ページ〉
- ② 「本義」に云わく、「樹王」とは、波利質多羅樹なり。〈三七ページ〉
- ③ 「本義」に云わく、「舍利仏よ、如来は能く種種に分別して」より以下は、言を止めて歎ずる

となす。〈七六ページ〉

- ④ 「本義」に云わく、「諸法」とは、権智の照らすところをいい、三々の境のなかの三教をいう。〈七七ページ〉
- ⑤ 「本義」に云わく、「新発」は只だ三のなかの凡夫菩薩を謂い、「不退」も亦た只だ初地上、六地以還を言うなり、と。〈八二ページ〉（下略——末尾「補」）

B 「本疏」「本釈」「本」

- ① 然るに、此の義は「本疏」に甚だ広し。今は、但だ略して記せるなり。〈一九八ページ〉
- ② 然れども、此は是れ私の意なり。「本釈」は、少しく異なる。〈二七九〜八〇ページ〉
- ③ 「本」に云わく、自ら知らざるに合わせしを頌す、と。〈三一ページ〉

右の諸表現が、すべて例外なく、法雲の「法華義記」を指していること、現存の当該本（法華義記）と対照すれば、明白である。この点、花山氏の指摘通りである。

これに対し、法雲以外の諸注釈に対しては、もっぱら「余疏」「他疏」といった表記法が用いられている。

C 「余疏」「他疏」

- ① 王舎城の事は、「余疏」に広く釈す。而れども、今は記さず。〈一五ページ〉
 - ② 諸の比丘の名を得たる所以は、「多疏」に広く釈す。而れども、此には記さず。〈一七ページ〉
- 右の「余疏」「他疏」が、具体的にどの注釈を指しているかは、不明であるけれども、「本疏」（法

雲の「法華義記」以外の、もろもろの、他者の注釈を指した表現であることは、文意上、疑いがた
い。これらのことは、すでに、われら仏教学習者にとつての常識であるから、ここに敢えて記すこ
とをしない」という意味の文脈中出现しているからである。

以上のような用語使用法を一言に要約するもの、それは冒頭から出現する「一家」の表記である。
D「一家」

①此の通と別との二序を積するに、亦た種々あり。而るに、今は但たに一家の所習に抛り、煩わし
く多記せず。へ二三ページ

②「是の如きを」とは、積するに多種あり。而れども今は但ただ、一家の所習に抛る。へ四ページ
右の「一家」の表現は、当本の著者の抛つて立つた、その立脚点を端的に物語っている。——「南
朝、梁の法雲一家」の立場である。

二

これに対し、聖徳太子の場合を考察してみよう。

〔推古三年〕五月戊午朔丁卯、高麗僧慧慈歸化す。則ち皇太子、之を師とす。へ「日本書紀」、推古
紀〕

右につづいて、百濟僧の慈聰が来り、共に「三宝之棟梁」と称されたこと、両僧が法興寺に住した
ことが記されている。けれども、聖徳太子にとつて、仏法習得上、第一の師が高麗僧の慧慈であつた
ことは、疑いがない。

この点は、有名な、慧慈の「同月同日逝去」説話によつても、裏づけされよう。

〔推古二十九年二月〕是の月、上宮太子を磯長陵に葬る。是の時に当り、高麗僧の慧慈、上宮太
子の薨なざるを聞き、以て大いに之を悲しむ。皇太子の為に、僧に請いて齋を設く。仍りて親ら経
を説くの日、誓願して曰く、「日本国に於て聖人有り。上宮豊聰耳皇子と曰う。……我、来年の
二月五日を以て必ず死せむ。因りて以て上宮太子に浄土に遇い、以て共に衆生に化けせむ。」と。

是を以て、時人の、彼・此、共に言うに、「其れ、独り、上宮太子の聖なるのみに非ず。慧慈
も亦聖なり。」と。へ「日本書紀」、推古紀〕

右は、「聖徳太子伝説」の一種であるから、そのまま「史実」としがたいこと、当然であるけれども、
反面、「慧慈と聖徳太子」の師弟関係の濃密さを語るものであり、両者は「師弟一体」のごとく見な
されていたこと、その事実は、これをよく証言するものと言えよう。

ところが、慧慈の故国、高麗の仏教とは、いかなる性格の仏教だったのであろうか。

「三国史記」の高句麗本記に現われた、仏教関係記事を左にあげてみよう。

①（小獸林王二年、三七二）夏六月、秦王符堅、使を遣わす。及び浮屠ふと順道、仏像・經文を送る。
王、使を遣わし、廻謝し、以て万物を貢す。

- ② (同四年、三七四) 僧、阿道来る。
- ③ (同五年、三七五) 二月、始めて肖門寺を創め、以て順道を置く。又、伊弗蘭寺を創め、以て阿道を置く。此れ、海東仏法の始めなり。
- ④ (公開土王二年、三九二) 九寺を平穰(壤)に創む。〈「三国史記」、高句麗本紀、第六〉
- 右について、「三国遺事」では次のようにのべられている。

興法第三。

順道肇麗(道公之次、亦法深・義淵・雲巖の流有り。相継ぎて教を興す。然れども、古伝、文無し。今亦敢えて編次せず。詳しくは、僧伝を見よ。)

高麗本紀に云う。

小獸林王即位二年(三七二)壬申、乃ち東晋の威安二年、孝武帝即位の年なり。前秦の符堅(建元八年)、使及び僧順道を遣わし、仏像・経文を送る。(時に、堅の都は関中。即ち長安なり。)

又四年(三七四、寧康二年か)甲戌、阿道、晋より来る。

明年(三七五)乙亥二月、肖門寺を創め、以て順道を置く。又伊弗蘭寺を創む。以て阿道を置く。此れ、高麗仏法の始めなり。

僧伝作るに、二道来るに、「魏より」と云うは、誤まれり。実は前秦よりして来る。(下略傍点、

古田)〈「三国遺事」、卷三〉

右によつて、高麗への仏教伝来の淵源の地が、北朝に属する「前秦」の都、関中、すなわち長安にあったこと、それがよくうかがわれよう。

また、有名な、我道説話において、次のようにのべられている。

阿道基羅(一に我道を作る。又阿頭。)

「我道本碑」を按ずるに、云う。「我道は高麗人なり。母は高道寧。正始の間(二四〇〜四九)、曹魏の人、我(姓、我なり)幅摩、使を句麗に奉ず。私して還る。因りて娠有り。師生じて五歳、其の母、出家せしむ。年十六。魏に帰し、幅摩を省観す。玄彰和尚の講下に投じ、業に就く。年十九、又母に帰寧す。母謂いて曰く「此の国、今に仏法を知らず。」と。〈「三国遺事」、卷三〉

右は、いわば「仏教私伝」の伝承であるけれども、ここでも、三世紀の魏の都、洛陽が淵源とされている。ここは、後漢の明帝の時、白馬寺が建てられ、中国における仏法伝来の始源の地と称されるところである。

以上、いずれによつてみても、高麗における仏教が、華中の領域、北朝側と深い関係をもつ、この事実を疑うことは不可能なのである。

高麗への「仏教公伝」の淵源の地、長安はまた、法華経研鑽の中心地でもあった。その事例をあげよう。

(一) 鳩摩羅什(三四四〜四一三)

龜慈国の出身で、四〇一年姚秦の興によつて、国師の礼をもつて長安に迎えられた。四〇六年、

「妙法蓮華經」七卷二十七品を長安の大寺で訳出した。羅什の門に集うもの三千余僧、訳場には沙門二千余人がいた、という。

(二) 僧叡 (三五五〜四二〇)

羅什門下。関中の四傑の一。「法華經後序第九」(『出三藏記集』卷第八、収録)が現存している。随の吉蔵は、この所説を引いて「衆師に冠絶す」と称讚した。

(三) 竺道生 (三五五〜四三四)

同じく、関中の四傑の一。「妙法蓮華經疏二卷」を撰し、中国における現存最古の法華經註釈書である(はじめ、廬山の慧遠のもとにあり、のちに長安の羅什に参じた)。

(四) 慧観 (三六八〜四三八)

羅什の門下。四英の一。「法華宗要序第八」(『出三藏記集』卷第八、収録)が現存する。随の吉蔵はこれを引用し、「文旨充に契えり。什の歎ぜし所の如きなり」と称讚した。

(五) 道融 (三七二〜四四五)

羅什の門下。四傑の一。法華等の『義疏』を著わす。現存せず。

(六) 曇影 (三七二〜四四五)

羅什の門下。四英の一。『法華義記』四卷を著わす。現存せず。

(七) 僧肇 (三八四〜四一四)

羅什の門下。四傑の一。『法華翻經後記』(『法華經伝記』卷第二、収録)を著わす。⁽²⁾

(八) 道朗

河西の人。曇無讖(三八五〜四三三)の涅槃經翻訳事業に参加す。『法華統略』を著わしたが、現存せず。

(以上、丸山孝雄氏の『法華教学研究序説——吉蔵における受容と展開』に拠る。第一章第三節「中国の法華教学」第二項⁽³⁾)

四〜五世紀において、長安を中心に、法華教学の盛行した状況が知られよう。五〜六世紀はすなわち、その孫流の時代であったのである。

以上の考察を左にまとめてみよう。

第一。当本の立場は、「陵の法雲一家」の立場に属するものであり、いわば「南朝偏依」の主張に立っている。

第二。聖徳太子が仏教学習の師とし、「師第一味」を称せられた慧慈は、高句麗の僧である。

第三。高句麗の仏教は、その伝来の歴史上、「北朝主、南朝従」ともいうべき伝統に立つ。少なくとも、北朝系(長安・洛陽等)の仏教の濃厚な影響をうけていることは、否みがたい。

第四。また、長安を中心として、法華教学が、北朝の地に盛行したことは、中国仏教史のしめすごとくである。

以上のような認識に立つとき、北朝系の法華教学やその諸注釈⁽⁴⁾に対して、冷然とこれを採らず、ひたすら「南朝偏依」「法雲一辺倒」の立場をとる当本の著者を、高句麗の僧侶に傾倒していた聖徳

太子に当てること、それはいかにも不自然の観を拭いえないのではあるまいか。率直にいつて「矛盾である」といわざるをえない。

三

第二の矛盾は、時間上の問題である。

当本が、「法雲一辺倒」の立場に立ち、法雲の「法華義記」を「本義」「本疏」「本疏」「本」といつた表現で引用していることは、すでにのべた。それは総計、約五〇回にも及んでいる。⁽⁴⁾

また、法雲の実名をもつて、その所説を引くケースも、四回にわたって出現している。

(一) 法雲法師

今、法雲法師の云わく、父は是れ能誨⁽⁵⁾なれば、如来に譬⁽⁶⁾うと為す。へ一九三ページ

(これに類同する文面は、「法華義記」に出現している。)

(二) 光宅法師 (法雲を指す。法雲は光宅寺の所住)

①此の伏難は、是れ光宅法師は謝次の次法師より伝え、次法師はまた江北の招法師より伝う。すでに是れ名匠の伝うるところなれば、後生の学士は宜しく実に尊(遵)奉すべし。へ四〇ページ

(「法華義記」中よりの引用。注釈部分か)⁽⁵⁾

②光宅法師は、解⁽⁶⁾して言わく、「知見」とは、只だ是れ一⁽⁷⁾りの衆生の当来の仏の果なり。へ一〇三

ページ

(「法華義記」より)

③光宅法師は、また善捨寺に於て解して言わく、因の義を明かすなかに、略して三を開いて一を顕わし、漸く寿命の長遠なることを表すを、「開」となす。へ一〇三ページ

(「法華義記」より)

いずれも、法雲の「法華義記」中からの引用、もしくは取意⁽⁶⁾である。

右の史料状況自体の示しているように、「法華義記」は「光宅寺沙門、雲法師撰」と標⁽⁷⁾されているものの、通常の意味での「著書」ではなく、彼の「講義の集大成⁽⁸⁾」であったこと、すでに周知のごとくである。すなわち、法雲の存在年代たる「四六七〜五二九」の年時内の成立とは限らず、その没後、すなわち六世紀中葉前後の時間帯における成立(面受の門弟等による⁽⁹⁾ 結集⁽¹⁰⁾)である可能性が高いのである。

当本中、他に人名(注釈学僧)の出現するケースは、左の一例のみである。

一には、印法師の云わく、我が化道⁽¹¹⁾の及ぶところの人⁽¹²⁾なり、ゆえに「我と及び諸子」と言う、と「適⁽¹³⁾しく我」と言うには非ざるなり、と。へ一九三ページ

(「法華義記」よりの引用)

右の引文は、現存の「法華義記」では、次のようになっていいる。

伝印法師云。我化道所及之人故言我及諸子。へ「法華義記」大正藏經、第三十三卷經疏部一、

六一七ページ、中段〉

ここで「印法師」といわれているのは、のちに隋の吉蔵が、

第五に、光宅法師は印公の経を受け学び、而も師公の釈を用いず。〈大正三四、三八〇ページ〉とのべた、僧印のことであろう。すなわち、法雲の師である。

なお先に挙げた(二)の①のケースも、これと同じく、「法華義記」中からの引用である。

然此伏難是光宅法師伝謝寺次法師又伝江北招法師解既名匠所伝後生学士実宜遵奉也。〈大正新修、大蔵経、第三十三卷経疏部一、五八六ページ、下段〉

以上によつて、当本では、人名(注釈学僧)はすべて、法雲の「法華義記」中に現われるものに限られる、という事実が確認される。すなわち六世紀中葉を「明確に下る」人名を見出すことができないのである。

四

右の認識をさらに裏づけるもの、それは「天台大師、欠落」問題である。

隋の天台智者大師智顛(五三八〜九七)は、六世紀後葉に活躍した学僧として著名である。七歳にして法華経の「普門品」を暗誦した、といわれるごとく、その生涯において、法華経の研鑽は、彼にとっての中心課題の一をなしていた。

その成果として、次の諸篇が名高い。

(A) 妙法蓮華経玄義二十卷(天台智者大師説)

(B) 妙法蓮華経文句二十卷(天台智者大師説)

(C) 摩訶止観二十卷(隋天台智者大師説、門人灌頂撰)

右は「天台三大部」(または「法華三大部」と称されている。(A)は「法華玄義」または単に「玄義」と呼ばれ、(B)は「法華文句」または単に「文句」と呼ばれている。また、

(D) 法華三昧懺儀一卷(釈智顛撰)

がある。この(D)は、智顛の親撰であるが、他は弟子の章安灌頂(五六一〜六三二)の筆録・修治によるもの、とされる。

したがつて、右の(A)〜(D)は、六世紀後葉から七世紀初頭の間に成立したもの、といえよう。しかるに、当本中には、これらは一切その姿を見せていない。率直にいつて、当本は「天台大師、以前」の法華経研究である——そのように判定せざるをえない。

すなわち、この「天台大師、欠落」問題からも、前節にのべたごとく、当本は「六世紀中葉、以前の成立」である、という結論が裏書きされているのである。

これに対し、聖徳太子は「敏達天皇三年(五七四)〜推古天皇三十年(六二二)」の間の生存として、通例理解されている(「十二年の誤差」問題によれば、「五八六〜六三四」となるう)。

いずれにせよ、その活躍期は七世紀前葉にあり、同時代(隋もしくは初唐)の仏教経典等を求めて、

小野妹子を中国に派遣したことは、周知のごとくである。その前年に、法華経購読が行われていることから見て、この「中国遣使」の「主」たる聖徳太子が「法華経に深い関心を持つ人物」であったこと、これを疑うことができない。左にその関連記事をかかげよう。

(一)天台大師(各項に、その年齢を記す。)

①陳、禎明元年(五八七)五十歳。「法華文句」講説。

——陳滅亡、隋統一(五八九)

②隋、開皇十三年(五九三)、五十六歳。「法華玄義」講説。

③隋、開皇十四年(五九四)、五十七歳。「摩訶止観」講説。

——隋、開皇十七年(五九七)、智顛(天台大師)卒す。六十歳。

④修治本の成立

①「法華玄義」修治本、成立〔五九七〜六〇二〕

②「摩訶止観」修治本、成立〔六〇七〜三二〕

③「法華文句」修治本、成立〔六一四〕

(二)聖徳太子

①推古十四年(六〇六)。「十二年誤差」によれば、六一八、三十三歳。

是歳、皇太子、亦法華経を岡本宮に講す。

天皇大いに喜び、播磨国の水田百町を皇太子に施す。因りて以て斑鳩寺に納む。

(この項の直前に、次の記事がある。「秋七月、天皇、皇太子に請い、勝鬘経を講ぜしむ。三日にして説き竟る。」)

②推古十五年(六〇七)。「十二年誤差」によれば、六一九、三十四歳。

秋七月戊申朔庚戌、大礼小野妹子を大唐に遣わす。鞍作福利を以て通事と為す。

③推古十六年(六〇八)。「十二年誤差」によれば、六二〇

夏四月、小野臣妹子、大唐より至る。唐国、妹子臣を号して蘇因高と曰う。即ち大唐の使人裴

世清・下客十二人、妹子臣に従つて筑紫に至る。

——「日本書紀」、推古紀。隋滅亡、唐建国(六一八)。

「十二年後差」の場合、

①唐、武徳元年(六一八) 〓推古十六年

②唐、武徳二年(六一九) 〓推古十七年

③唐、武徳三年(六二〇) 〓推古十八年

となつている。

右によれば、聖徳太子の中国遣使が「天台大師」の赫々たる法華研鑽の生涯を終えたあと、その修治本の成立したとき、行われていることが判明しよう(この点、従来説の場合も、「十二年誤差」の立場の場合も、本質的に変わるところはない)。先にのべたように、天台大師の親撰による「法華三昧懺儀一卷」はすでに六世紀末(五九七)以前に成立している。その上、右にしめたように、「法

華玄義」修治本も、開皇十七年（五九七）から仁寿二年（六〇二）の間に成立していたのである。従って、いわゆる「遣隋使」が、天台大師の法華經講読の「修治本」編成の「熱情」の期間に当たっていたことは疑いがない。まして「十二年の誤差」問題の立場に立てば、「摩訶止観」や「法華文句」の修治本もまた完成した、その直後の時期、すなわち「天台大師の業績の全貌」が江湖の目の前に明らかになった、その時期に当たっていたのである。

そして聖徳太子の「中国遣使」は、法華經講読の翌年に行われた。しかも、その講読に対して、推古天皇は大いに賞美し、播磨国の「水田、施入」という挙に出た、という。天下に「近畿天皇家の法華經護持」をPRすべき政治行為、そのように見なしても、大過ないであろう。

しかも、翌年の「中国遣使」の目的が大陸における仏教の最新文物の撰取にあつたとすれば、それは一面において「法華遣使」の性格さえ帯びていた、そのように解しても、大きくあやまることはないのであるまいか。「法華經護持を天下に公布した直後の、中国遣使」——この事実からして、そのように考えざるをえない。

とすれば、その聖徳太子の「著作」とされる当本に、「天台大師の赫々たる法華研鑽」に対し、これを引用し、これに配意し、これに言及した形跡が全く見られないことは、太子親撰説に立つ場合、解きたい不審、そのように言わざるをえないのである。

これに対し、次のような弁明を行う論者があるかもしれぬ。いわく、「聖徳太子は、推古十四年の法華經講読のさい、すでに当本を完成していた。それゆえ、推古十五年以降の中国遣使の成果（天台大師等の法華經注疏）は「反映」されていなかったのであろう」と。

けれども、当本の史料事実を観察すれば、右の推測の成り立ちがたいことが判明する。なぜなら、すでに花山信勝氏も力説されたごとく、当本には「修正」や「加削」の跡がいちじるしい。⁽¹²⁾決して「完稿清書本」の趣ではないのである。このような史料状況から見れば、当本の著者は、当本の成立後、新たな法華經注疏が大陸からもたらされたとすれば、迷わずこれを「加削」し、「評論」を新たにしたことと思われる。

第一、聖徳太子の場合、せつかく新興の仏教国家の情熱をもって「中国遣使」を断行したのだから、「その成果を」反映「せずして、何の遣使か」、そのように発問せざるをえないのではあるまいか。

以上の考察の結果、この「天台大師、欠落」問題からも、当本の著者を聖徳太子に比定するには、重大な疑惑の存在することが知られたのである。⁽¹³⁾

五

右の疑惑は、「嘉祥大師、欠落」問題によつて、さらに決定的に増幅し、裏づけされるのである。

嘉祥大師吉蔵（かしやう五四九〜六二三）は隋朝を代表する一大注釈家であったが、法華經研鑽は、その中心課題の一をなしていた。

(A) 法華玄論十卷（胡吉蔵撰）

(B) 法華義疏十二卷 (胡吉蔵撰)

(C) 法華遊意二卷又は一卷 (胡吉蔵造)

(D) 法華統略六卷 (胡吉蔵法師撰)

(E) 法華論疏三卷 (胡吉蔵撰)

—— 天神造、菩提留支訳「妙法蓮華經憂波提舍」(法華論)の注釈書。

(F) 「二乗義」(「大乘玄論」卷第三)

—— 法華經開会思想についての吉蔵の見解を要約。

右のように、吉蔵の法華經研鑽には絢爛たる一大樹開花の趣がある。まことに、

「三論を講ずること百余遍、法華三百余遍」(統高僧伝)

と称されるごとくである。彼自身も、

「余、少くして四論を弘め、末には専ら一乗を習い、私と衆との二講、將に三百遍ならんとす」

〈吉蔵「法華統略」冒頭〉

とのべている。彼の法華經に対する傾倒ぶりをうかがえよう。

吉蔵は金陵(南京)に生れ、隋の統一後、東の秦望に行き、嘉祥寺にあつて法灯を継いでいた。

開皇十七年(五九七、吉蔵四十九歳)頃、吉蔵は晋王広(後の煬帝)に召されて揚州の慧日道場に入った。

開皇十九年(五九九、吉蔵五十一歳。一説にその前年)、晋王広の招きにより、京師長安の日嚴寺

に入った。

「京師は欣び尚びて妙に法華を重んず。其の利に因つて即いて開き剖く。」(統高僧伝)

といわれているごとく、隋の都、長安は「法華經の都」であり、その中枢に吉蔵は立った。そしてその保護者こそ、隋の第二代の天子、煬帝だったのである。その治下、大業初歳(六〇五)、二千部の法華經を書写したという。

通説のごとく、小野妹子が長安に至った「推古十五年」が「隋の煬帝の大業三年(六〇七)」に当たっていたとすれば、それは「法華經の輝ける講説者、嘉祥大師、吉蔵」の名声におおわれた都だったのである。

この点、「十二年の誤差」の立場に立ったときも、事態は全く不変である。問題の「推古十五年」は「唐の高祖の武徳二年(六一九)」に当たっていることとなるが、吉蔵は、隋の滅亡(六一八)後も、唐帝(高祖)に尊崇せられた。「十大徳」の一人に選ばれたのである。そして武徳六年(六二三)五月、七十五歳の生涯を閉じた。その年時別著述をあげれば、左のようである。

① 陳滅亡、隋、開皇九年(五八九)、吉蔵四十一歳。——「法華玄論」(続いて「法華義疏」か)撰述。

② 隋、開皇十七年(五九七)、吉蔵四十九歳。——智顛(天台大師)に、「請講法華經疏」を奉る(八月二十一日付、嘉祥寺吉蔵)。

③ 隋、開皇十九年(五九九、もしくは前年)、吉蔵五十一歳。——長安、日嚴寺に入り、以後「法

華遊意」「法華論疏」撰述。

④隋、大業元年（六〇五）、吉蔵五十七歳。——法華經二千部を写す。

⑤隋、大業五年（六〇九）、吉蔵六十一歳。——僧粲と討論す。（「法華統略」撰述説）

以上によってみれば、先の「天台大師、欠落」問題以上に、この「嘉祥大師、欠落」問題は、「当本、聖徳太子撰述説」に対して、致命傷を与えるべき衝撃力をもつこと、この一事が知られよう。

なぜなら、この嘉祥大師、吉蔵は、隋の煬帝にとって「国師」というべき存在であり、その傾倒ぶりは尋常ではなかった。従って有名な、隋書倭国伝の一節、

大業三年（六〇七）、その王多利思北孤、使を遣わして朝貢す。使者いわく、「聞く、海西の菩薩天子、重ねて仏法を興すと。故に遣わして朝拜せしめ、兼ねて沙門数十人、来て仏法を学ぶ」と。（この直後、「日出ずる処の天子、書を日没する処の天子に致す、恙なきや……」の国書につづく）

の傍点部は、前々年（大業元年）、煬帝が嘉祥大師、吉蔵をバック・アップして「行わしめた」「法華經、二千部書写」の大事業を知聞した上での発言、そのように解すまいとしても、それは不可能なのである。

なぜなら、それ以前は、前代（第一代）の文帝の治世であるから、その時期の仏教保護政策を指したのでは、現在の天子（第二代）たる煬帝に対して「菩薩天子」の敬称を呈すべきいわれは存しないからである。従ってこの敬称は、「法華經、二千部書写の大事業を、嘉祥大師に行わしめた、大発願

の天子」という意義を、その中核に蔵していた、と見なして大きくは誤らないのである。

このように省察を加えきたるとき、

〈その一〉この多利思北孤を聖徳太子（少なくとも近畿天皇家の王者）と見なし、

〈その二〉当本を聖徳太子の著述と見なす。

この「従来の通説」がいかに重大な背理、致命的な自縄自縛の状況にあるかが察せられよう。なぜなら、当本の中に、「嘉祥大師」「吉蔵」の名は一切出現せず、その独特の法華講説の諸経疏名も、一切その書名を見せていないからである。

これに対して、論者あつて、次のように弁ずるかもしれぬ。「吉蔵の経疏中の一説に当たるものが、引用されているではないか」と。これを検しよう。

確かに、当本の中に次のような一段がある（引用は岩波文庫本（上）のまま。二三〜四ページ）。

第二に入定を須いることは、（吉蔵「法華義疏」入定十義中の第三、第四、第七。大正卷三十四 P.468 下参照）將に一因一果の理を明かさんと欲す。……

右のように、当本の中には吉蔵の「法華義疏」中の所説と共通のものが現われている。この点、花山氏の指摘どおりである。けれども、それは決して、吉蔵自身の説、いいかえれば独自の拳説ではない。従来説としてあげられ、これを吉蔵が「非」もしくは「不十分」として斥け、その上で自家の立説に至る、そういう経過における「従来説」なのであつた。

そのような史料事実から見ると、吉蔵の「法華義疏」中に出現するからといって、これをこの書の

成立年時たる六世紀末葉頃（先述の成立年時参照）の所説でなく、かえってそれ以前、すなわち六世紀中葉（法雲の門弟段階）において、すでに成立していた所説が、当本に出現しているもの、そのように見なすべきなのである。⁽¹⁴⁾

以上の考察によつて、当本には、隋朝仏教の一大中心華ともいうべく、隋の天子煬帝の巨大な庇護をうけたばかりでなく、早くして陳末より、おそ晩くして唐初に至るまで、常に各朝の朝廷の賞美をうけ、「日のあたる場所」を歩みつづけ、中国仏教界の太陽のごとき地歩を占めた吉蔵の法華教学の、明確な痕跡を全くとどめない。——この事実が確認されたのである。

それ以上に明晰なこと、それは、法華研鑽に令名ある、天台大師智顛と、嘉祥大師吉蔵の名を全く「記載せぬ」——この事実の意義は、いかに注目しても、注目しすぎることはないのではあるまいか。なぜなら、この事実は、「通説によれば、「隋の煬帝」のとき（私の「十二年の誤差」説によれば、唐の高祖のとき）、中国遣使を行つた」とされる聖徳太子、その人の著作として当本を見なすこと、それが全く不可能であることを明確に証言しているからである。⁽¹⁵⁾

六

第三は、すでに従来から注目せられてきた点である。「日本書紀、不記載」問題だ。

推古紀には聖徳太子の勝鬘經・法華經講説について特筆されていること、すでにのべた通りである。

しかるに、今問題の「当本著作」に関しては、一切論及されていない。他の二本、勝鬘經・維摩經著作に関しても、一切記載されていない。要するに、法華・勝鬘・維摩の三本とも、これを「聖徳太子撰述」とする立場は、「日本書紀」の編者（舍人親王等）には存在しないのである。

すでに早くから、この点を指摘していたのは、津田左右吉であった。

「更に付記する。書紀には太子が三経義疏を作られたといふことは、全く見えてゐない。法王帝説には、上に引いたところは別の条に、『造法華等経疏七卷』とあるが、法華經の他の經の名は記してなく、さうして、この記載は勝鬘講説の記事とは別の材料から出てゐることが、本文の書き方から推測せられる。ところが、資料帳になると、明白に法華經疏四卷、維摩經疏三卷、勝鬘經疏一卷を太子の作としてあつて、これが上に述べた三経講説の説に應ずるものであることは、おのづから推測せられる。こゝにもまた、かういふ話の歴史的に変遷して来た迹が見られるのではなからうか。……が、何れにしても、書紀があれほど太子のことを書いてゐながら、経疏製作のことを全く記さなかつたのは、この話が書紀の今の形を具へた時によくあつたにしても、新しく世に現はれたものであり、少くとも広く知られてゐたものではなかつたからであらう、とは考へられよう。或はまだ現はれてゐなかつたかもしれぬ。憲法は多分天武朝ころの製作であらうが、経疏の話は、帝説に見えるやうな程度のもので、奈良朝に入つてから作られたものではあるまいか。」（『日本古典の研究、下』一三四〜六ページ）

これに対する、聖徳太子真選説論者の反論を見よう。

(A)花山信勝氏

「日本書紀では三疏の御製に関しては説明を欠くが、勝鬘、法華の御講經記事を残し、法王帝説が、涅槃、法華、維摩の御達識を述べて『即造法華等經疏七卷』、号曰『上宮御製疏』と伝ふるほか、正倉院文書の中にも亦屢々御疏の記録が現れてゐる。」（『法華義疏の研究』二ページ）

(B)坂本太郎氏

「そこで問題は製疏のことに移る。『書紀』には製疏のことに一切触れない。（以下、『法王帝説』『上宮皇太子菩薩伝』『補闕記』『法隆寺伽藍縁起并流記資材帳』中の三經義疏記事にふれる——古田）

以上のような史料の状態から、製疏のことは法隆寺関係の所伝であることがわかる。法隆寺に史料を採らなかつた『書紀』に、製疏の記事がないのは、そのためである。この法隆寺の所伝であるということ、天平末年頃の写經所の文書にこのことの見えるということから、この伝承は天平末年頃の成立であるに過ぎない。写經文書の中には『法華義疏』や『勝鬘經義疏』と、書名や巻数が同一であつて、撰者名を注記しないものが散見する。これはその頃まだ太子撰という説が広まつていなかったからである。後に写經事業が盛んになつて、作者不明の經疏に太子の撰述という注記を加えたのであり、それが確実な事実でなかつたことを示すという説を言う人がある。しかし大野達之助氏の研究によつて、撰者名を注記しないのは、注記する必要のない場合だけであつて、決して撰者名が不明であつたからではないということが明らかにせられた（『聖徳太子

の研究』）。

天平の文書もさることながら、永く法隆寺に伝えられて、明治の初め皇室に献納された太子自筆の『法華義疏』四巻が現存することは、最も雄弁に太子の製疏事業の事実であつたことを物語る。」（『聖徳太子』一七二〜四ページ。右で「……という説を言う人」というのは、小倉豊文氏¹⁶を指すか）

(C)大野達之助氏

「日本書紀に製疏の記事がないのは、小倉氏のいうように編纂当時そうした伝承がなかつたからであらうか。法隆寺でその後作為された説話に過ぎないのであらうか。また製疏の事実はあつたのであるけれども、書紀の編者の歴史観から故意に省いたということも考えられる。書紀は律令国家の正史であるから、原則として天皇に関すること、国家の政治に関連ありと認められた事柄を記すのが編纂方針であつたであらうし、従つて太子の講經は推古天皇の招請で行なつたから（法華經の講説を記したのは、編者が勝鬘經と同じように天皇の御前で行なつたものと解釈したのかも知れない）記載したのであり、製疏の製作は太子個人の私的な研究であつたから、記載しなかつたのであると推測することもできる。正史である書紀に製疏の記事がないのは、偽撰説にとつて有利なことであるけれども、決定的な条件とはいえない。」（『三經義疏の真選論・偽撰論』についての疑義（下）¹⁷）

右によつて知られるように、

(a) 当本の「日本書紀、不記載」問題は、聖徳太子、非真選説にとって、有利である。
 (b) これに対し、真撰論者は法隆寺所伝史料に依拠している。

右のような対立が見られる（当本自体の内在的検証は、すなわち本稿の主目標である。――前述及び後述）。

しかしながら、真撰論者が、肝心の「日本書紀、不記載」問題に対して、“有効”な反論をなしえていないことが注目される。

第一に、花山氏の場合。詳密を極めた、氏の当本真撰論において、この「日本書紀、不記載」問題に関する“弁明”が、意外に乏しいのに驚かされる。

右の(A)の文も、「〳〵説明を欠くが、〳〵記事を残し」といった文体は、「真撰」を前提とした文章であり、「不記載」の事実そのものに対する“弁証”にはなっていない。

第二に、坂本太郎氏の場合。さすがに氏らしく、問題のポイントが、「日本書紀の不記載」という史料事実を重視するか、それとも「法隆寺系史料の記載」という史料事実を重視するか、その二道に分かれることを簡潔に指摘しておられる。

そして後者の史料価値に対する小倉豊文氏等の疑惑が、大野達之助氏の反論によって、“晴らされた”ことを評価し、その点を特筆された。

しかしながら、かりにこの点が首尾よく“晴らされた”としても、

〈その一〉「日本書紀」は養老四年（七二〇）の成立であること。

〈その二〉法隆寺系史料中、年時の明確なもの（「法隆寺伽藍縁起并流記資材帳」等）が、天平十九年（七四七）以降であること。

この二点とも、氏をよく知られるところであったから、最後の「天平の文書もさることながら……」にはじまる一文のしめすように、結局は「当本自体」に“依拠”されるほかなかったのである。

けれども、当本自体には、「聖徳太子自身による奥書」などが存在しているわけではない。すなわち、当本自体に「明証は存在しない」のであるから、せつかくの氏の行論にも、決定的な弁証を欠く。

――この一点に、やはりわたしたちは注視せざるをえないのである。

すなわち、（たとえば、親鸞自身の奥書たる「後序」をもち、本文と同筆の「自署名（積親鸞）撰号」をもつ、教行信証坂東本（親鸞自筆本）のようなケースとは異なり）当本自体には「明証」が存在しないのであるから、客観的第三者の証言たる、(a)及び〈その一〉と(b)及び〈その二〉の問題はきわめて重大である。

そのさい、〈その一〉の方が〈その二〉に先行しているのであるから、両史料の軽重するところ、おのずから前者を重しとすること、史料批判上の常道ではあるまいか。

その上、坂本氏の場合、氏の『大化改新の研究』において顕著だったことく、日本書紀の記載を軽々しく疑惑せぬこと、氏にとって基本をなす、史料処理の立場であった。しかるにここでは逆に「日本書紀、不記載」の事実を“軽視”する立場に立つておられる。これ、一個の矛盾ではあるまいか。

逆に、この問題では、津田左右吉の方が、「日本書紀、不記載」の事実を正視し、これを重視する、という、一種皮肉な傾向がしめされているのである。

第三に、大野氏の場合。氏は、一応正面から「日本書紀、不記載」問題に対する「弁証」を行っておられる。しかしながら、率直にいつて、それははなはだ「当をえていない」もののように、わたしには見える。

たとえば、氏は「二経（勝鬘經・法華經）講説は、「天皇の招請」によって行った（と見なした）から記載されたが、三経義疏の著述は、聖徳太子の私的な研究にすぎなかったから記載されなかった」という仮説を提起しておられる。けれども、これは次の二点から、不審である。

第一。もし「天皇の招請」というものが、「記載」と「不記載」とを峻別するほど重要な基準であり「講説」の方は、「双方とも」それと認識されたのなら、その一事こそくりかえし明記すべきである。しかし、それはない。原漢文で左にこれを挙げてみよう。（読み下しは、前出）。

（推古十四年）秋七月、天皇請_レ皇太子、令_レ講_二勝鬘經_一。三日說竟之。是歲、皇太子亦講_二法華經於岡本宮_一。天皇大喜之、播磨国水田百町施_二于皇太子_一。因以納_二于斑鳩寺_一。〈「日本書紀」、推古紀〉

右のように、勝鬘經講説が本来の「推古十四年秋七月」記事であるのに対し、法華經講説は「是歲」条であることから判明するように、本来別史料である。従つて安易に「秋七月」条の「天皇招請」を「是歲」記事に「かぶせて」読むことは、穩当ではない。

また、天皇が大いに喜んで、「水田百町」の施入を行ったのは、この「天皇招請」記事のない、「法華經講説」の方に対してであった。事実、こちらは、經典自体の分量からいつても、勝鬘經のように「三日」で終わらない、一大盛儀だったことであろう。

このようにしてみると、「日本書紀」の記事自身が「天皇の招請」の有無に重点をおいているとは、到底見なしえないのである。この点、氏の仮説としているところに反している。

第二。より重大なのは、三経義疏の著作を「私の研究」にすぎず、としてこれを記載しなかった、という氏の仮説である。

では、「日本書紀」という史書の全体を冷静に観察した場合、この仮説は「成立可能」であろうか。——全く非である。

(イ)全「日本書紀」中、天皇や皇子たちの恋愛譚が数多く収載され、独自の魅力ある史料を提供していること、周知のごとくである。(この点、「古事記」と相並ぶ。)

では、それらの恋愛譚のすべて「私ならざる」もの、「天皇の招請」によるもののみが「撰撰」されて記載されているだろうか。全く非である。もとより天皇や皇子たちの行為である以上、何等かの政治的・公的意義と関連することは当然ながら、ことさら「公私峻別」の基準で採択されている、などという趣は存在しない。この点、「日本書紀」を通覧する人には公知の事実であらう。

(ロ)また景行紀の日本武尊説話を見るに、西方の熊襲国討伐を終えた直後、東方の蝦夷国討伐を命ぜられたときの状況が次のように描写されている。

是に於て、日本武尊、雄誥して曰く「熊襲既に平ぎ、未だ幾年を経ずして、今更に蝦夷叛く。何れの日か太平に速ばん。臣勞しと雖も、頓に其の乱れを平げむ」と。則ち天皇、斧鉞を持ちて、以て日本武尊に授けて曰く、「朕聞く、其れ東夷や、識性暴強……」と。是に於て、日本武尊、乃ち斧鉞を受け……〈「日本書紀」、景行紀四十年七月〉
 といった形で、威儀正しく叙述されている。

ところが、この点、「古事記」では、
 (倭建命) 即ち其の姨倭比売命に白すには、「天皇既に吾死ねと思ふ所以か。何ぞ西方の悪人等を撃ち遣わして、返り参り上り来るの間、未だ幾時を経ずして軍衆を賜わず、今更に東方の十二道の悪人等を平げ遣わす。此れに因りて思惟みるに、猶吾が既に死ねと思しめす所なり」と。患ひ泣きて罷る時、倭比売命、草那芸剣を賜ひ……〈「古事記」、景行紀〉

とあり、東方征略出発のさいの経緯、ことに「天皇と皇子との間の心情の契合と離反」の機微を全く異にしている。この点を指摘し、「古事記は本来の素朴形、日本書紀は後来の修飾形」との見地をのべられたのは、村岡典嗣氏の著名の研究であった。

この点からふりかえってみると、今問題の三経義疏の場合、もしかりに、その著作の実情が「太子個人の私的な研究」だったとしても、これに対し、「天皇(推古)、太子に命じて三経の義疏を撰せしめたまふ」といった形で叙述することは、むしろ「平易至極」というべきではあるまいか。「日本書紀」の叙述姿勢から見れば、そのような形が自然である。すなわち、「私的な研究」と見なして、これ

を削除した」というような大野氏の仮説は、遺憾ながら、「日本書紀」という史書全体の史料性格と合致せず、いちじるしく矛盾しているといわざるをえないのである。

(ハ)この点、さらにかえりみるべき印象的な事例がある。それは推古紀に現われた「片岡山の飢者」説話である。

(推古二十一年) 十二月庚午朔、皇太子(聖徳太子)片岡に遊行す。時に飢者、道の垂に臥す。仍りて姓名を問う。而れども言わず。皇太子、之を視て飲食を与う。即ち衣装を脱ぎ、飢者を覆いて言う、「安らかに臥せよ」と。則ち歌いて曰く、
 してなる 片岡山に 飢に飢て 臥せる その旅人あはれ 親無しに 汝生りけめや さす竹の 君はや無き 飯に飢て 臥せる その旅人あはれ
 ……時人、大いに之を異として曰く、「聖の聖を知る、其れ、実なるかな」と。逾惶る。〈「日本書紀」、推古紀〉

右の末尾部は、太子が、「先日の飢者は凡人でなく、必ず真人であろう」と言い、使者を派遣して確認させたところ、すでに屍は無かった。そこで人々は太子の達眼に驚き、「聖之知聖、其実哉」と評した、というくだりである。

右において、注目すべきは次の点だ。この「片岡遊行」は、決して「天皇の招請」などによるものではなく、あくまで「私的な遊行」として描かれている。

この事実から見ても、大野仮説のように「三経義疏の述作は、私的な研究であるから削除した」と

いうような想定は、到底成り立ちえないことが知られよう。もし、「日本書紀」の編者群に「太子の三経義疏製作」の事実が知られていたとすれば、必ずや太子がいかに「知者・聖者」であったかをしめす「好材料」として使用したこと、この一事を疑うことがわたしには不可能なのである。

以上、大野仮説に対する反論に紙数をついやしたのは、他でもない。「太子真撰説」論者にとって、いかに重視しても重視しすぎることはないもの、それはこの「日本書紀、不記載」問題であるからだ。しかるに各真撰論者が必ずしもこれに「論証の努力」を集中しなかったことは、右にあげたごとくである。その点、ひとり大野氏はこのテーマに対して、正面から「仮説」を立てようとされた。それゆえ、これに対して再検証を加えさせていただいた。氏に深く感謝したい。

さて、この問題の最後に、わたし自身の見解を率直にのべさせていただきたい。

——「日本書紀、不記載」問題のしめすところ、それは、「日本書紀」の成立時点(七二〇)において、「三経義疏」は聖徳太子の著作に非ず、これが舍人親王を中心とする編述者群の共通見解であった——この簡明な帰結である。

七

第四は「法隆寺、焼失」問題である。

「日本書紀」の天智紀に次の記事がある。

(天智九年)夜半之後、法隆寺に災あり。一屋余す無し。

右の一文をめぐって有名な法隆寺再建論争が行われた。その帰結は、若草伽藍跡の発掘によって、再建説の正しかったことが確認せられたこと周知のごとくであるけれど、今の問題は、当本の伝来との関係である。

もし、いわれるごとく、当本が聖徳太子の真作にして真筆本であったとしたならば、そしてそれが明治初頭まで脈々として法隆寺内に伝来されてきた、としたならば、右のような「一屋余す無し」の全焼失のさい、当本はいかなる運命に遭遇したのであろうか。

当本が現存する以上、その「全焼失」の火災を「まぬかれた」とせねばならぬ。もし、その「まぬかれた」ものが、一馬小舎や若干の廃品であったならば、その「残存」は省略に従うこと、史書として当然の筆法ともいいえよう。

しかしながら、当本は法隆寺にとって「最高の人」というべき聖徳太子の真作・真筆であるとしたならば、その貴重本がもし「奇跡的」に焼失をまぬかれたとすれば、これを無視して「一屋余す無し」ですますこと、それはおよそ考えられぬ筆法である。当然、「聖徳太子の遺徳のもたらした奇瑞」として、説話化され、霊驗化され、まさに特筆大書されたのではあるまいか。

以上のように考察してみると、当本は聖徳太子の真作・真筆であり、爾来、法隆寺に伝来されて明治初頭に至り、そのとき皇室に献納された」というケースは、到底成立しがたい、といわねばならぬ。

次のケース、それは左のようであろう。〃当本は、法隆寺全焼失後、他より新生の法隆寺にもたらされた〃この見地である。

当本が現存し、明治初頭まで法隆寺に伝えられていたことが疑いなき以上、右の見地は必然であるともいえよう。しかし、そのさいも、当本がもし「聖徳太子の真作・真筆本」であるとしたならば、重大な疑惑が生ずる。

それは、次の点だ。

〈その一〉右のケースでは、当本は本来、〃聖徳太子ゆかりの名蹟〃（おそらく大和近辺か）に蔵されていた。

〈その二〉それが「法隆寺全焼失」後、右の名蹟側からの好意で、法隆寺に寄贈された。右のような状況が考えられよう。とすれば、さらに次の疑惑に行きあたる。

第一。なぜ右の名蹟は、当本が「本来」自家にあり、法隆寺に寄贈した、というそのゆかりを伝承していないのであろうか。それは右の名蹟にとって、〃光榮ある伝承〃のはずである。

第二。それ以上に、なぜ寄贈された法隆寺側は、〃どこどこの名蹟から寄贈された〃旨、これを伝承していないのであろうか。不審だ。なぜなら、その事實は、法隆寺にとつても、〃好ましき歴史由来〃であろうから。それは、ちょうど、明治初頭、法隆寺から献上をうけた皇室が、その「献上」の事實を別段、隠して〃いないことと同様である。これは「献上者」たる法隆寺に対する礼儀としても、当然というほかはない。ところが、今問題の時点については、法隆寺側に〃寄贈をうけた伝承〃がな

いのである。これは不審だ。

この点、わたしの研究経験をかえりみれば、中・近世文書において幾多の類例を見出しうる。たとえば、親鸞の真作・真筆本として知られる教行信証坂東本の場合、現在、京都の東本願寺所蔵であり、寺宝であると共に国宝ともなっている。しかしながら、本来の旧蔵者は関東にあった。坂東の報恩寺である。「坂東本」という呼称は、よくその伝来をしめす。その上、当本内に残る、

弘安陸^末二月二日釈明性讓預之

沙門性信（花押）

の二行は、この真筆本が、親鸞の関東門弟のリーダーであり、かつ報恩寺の創建者に当る性信の手を経て伝来されたものであることを、ありありと物語っているのである。

このような事例から見ると、当本（法華義疏御物本）が、ある他の名蹟（たとえば桜井市上宮^{うえのみや}の旧居等）に伝来されており、それが「全焼失」後の新法隆寺に〃寄贈〃されたとするならば、当本に「上宮本」といった「旧蔵者名」が付けられたり、あるいは、その「寄贈の由来」が伝承されたりすることが自然であり、それが「寄贈者への礼儀」ではあるまいか。ことが、いわば、〃枝葉末節の小品の寄謝〃の類に非ず、法隆寺にとつての「最貴重品」ともいべきものである以上、〃たまたま、その伝承は失われた〃などと称して、済ますわけにはいかなないのである。

以上の省察によつてみれば、この「法隆寺全焼失」問題からも、当本の「聖徳太子親撰」説は、「前門の虎、後門の狼」ともいべき、両面の矛盾に包まれていることが知られよう。

八

第五の矛盾は、「太子、不親近」問題である。

法華經に親しんだ人には周知のように、安樂行品第十三（あるいは第十四⁽²⁰⁾）には、十項目の「不親近」の対象があげられている。仏道修行者にとって、近づくべからざる「禁忌」の存在である。それは次のようだ。

第一の希有に親近せざれという中に就いて、十種の親近せざればべきものあり。

一には、国王や、王子や、大臣や、官長に親近せざれ、と。（是れ驕慢の縁なればなり。）（括弧内は「法華義疏」の著者の文。以下、同じ）

二には、諸の外道に親近せざれ、と。（是れ耶〈邪〉見の縁なればなり。）

三には、諸の戯の境に親近せざれ、と。（是れ悪しき業の縁なればなり。）

四には、諸の殺生に親近せざれ、と。（是れ悪しき穢の発す縁なればなり。）

五には、声聞を求むるものに親近せざれ、と。（是れ〈大〉大乘を求むる為めには最も妨ぐる縁にして、今日の『法花』の為めにも、亦た最も宜しからざればなり。）

六には、諸の女人、及び処女や寡女、少女に親近せざれ、と。（是れ愛染の縁にして、道を求むる為めには最も妨ぐればなり。）

七には、五種の不男に親近せざれ、と。（是れ不定の縁なればなり。）

八には、独り他の家に入らざれ、と。（是れ疑を生ずる縁なればなり。）

九には、年少の子等を畜うることを樂わざれ、と。（是れ散乱の縁なればなり。）

十には、常に坐することを好む少（小）乗の禪師に親近せざれ、と。

『本義』は、前の九は、皆是れ常に親近せざるべきの境とすれども、「常に禪定（坐禪）を好みて」より以下は、常に親近すべき境なりと明かす（中略）

此の中の文を釈するに、『本義』は、上の長行に配し、重ぬることを作して解釈す。而れども、私意は少しく安らかならず。ゆえに、但だ直頌して、重ぬることを作さざるなり。但し、「顛倒して分別す」より以下、二行の偈は、上の「常に坐禪を好む」といえるを頌す。初の一句（行）は、禪を好むの由を明かし、次の一句（行）は、正しく上の「常に坐禪を好む」といえるを頌す。言うところは、顛倒分別の心有るに由るが故に、此を捨てて彼の山間に就（ゆ）きて、常に坐禪を好むなり。然れば則ち、何の暇（いとま）ありてか此の『經』を世間に弘通すること、をえん。ゆえに知りぬ、「常に坐禪を好む」は、猶常に親近せざるの境に入るべきことを。『本義』に云わく、此の二行は「常に坐禪を好む」を頌するに非ず、「顛倒して分別す」より以下、五行の偈は、皆上に「実法有に親近せざれ」といえるを頌す、「顛倒して分別す」の二行は、但だ非を挙げて是を顕わすなり、と。へ「法華義疏」、下巻。岩波文庫本、一八四〜九〇ページ。傍点は古田）

右において、「義疏」の著者の特異の主張が現れている点に注目されたのは、花山信勝氏であった。

法華經の本文では、問題の「常好坐禪」の一句は、肯定すべき境地として描かれている。

若し女人のために、法を説くときは、齒を露あらわにして笑わざれ。胸臆むねおそを現わさざれ。乃至、法のためにも、猶、親厚せざれ。況んや、また余の事をや。樂ねがつて年少の弟子・沙弥・子兒やしなを畜やしなわざれ。亦、与ともに師を同じくすることを樂ねがわざれ。常に坐禪を好み、閑しずかなる処に在りて、その心を撰おきむることを修なえ。文殊師利よ。これを初の親近せみめ処と名づくるなり。〔「法華經」、中巻。岩波文庫本、二四六〜八ページ。〕

この点、梁の法雲法師の「法華義記」も、右の本文の趣意に沿った注釈を行った。ところが、これに対して、「義疏」の著者は敢然と「反論」した。それが、右の傍点部である。「世間弘通」という法華經の立場、すなわ大乘仏教の根本義からして、「常好坐禪」の項は「不親近」の境に入るべし、としたのである。これは、漢文の、

不樂畜年小弟子、沙弥小兒。亦不樂与同師。常好坐禪。在於閑處。修撰其心。文殊師利。是名初親近處。

という文脈で、二回の「不樂」の文脈を「与同師」までで「切る」か、それとも、「常好坐禪……其心」の丸点部まで懸けるか、という「解釈」上の問題にかかわっている。

しかし、末尾の「是名初親近處」が、その直前の、右の丸点部を指していると解せざるをえない点から見て、この「義疏」の著者の「新解釈」には無理があろう。やはり法雲の「法華義記」の理解が正しいのである。

けれども、問題は、このような「文法上の破格」まで冒して「新解釈」を行う精神上の姿勢にある。「世間弘通」を重んじ、ただ「己が心裡をととのえる」姿勢を非とする、大乘精神の発露ともいえる。う。「義疏」の著者は、単なる「祖述者」ではないのである。敬慕する法雲師に対して敢えて「異」をたてるのみか、場合によっては「法華經」の本文自体に対してさえ、「異」を唱えかねぬ氣迫を蔵しているのである。

この一点に注目し、力説、強調されたのは、他ならぬ、花山信勝その人であった。

「言由有顛倒分別心」。故捨此就彼山間常好坐禪。然則何暇弘通此經於世間。

と太子一大乗仏教の眞精神を披瀝したまひ、『故に知んぬ、常好坐禪は猶心に親近せざるの境に入るべきことを』と結論せられ、義記が常好坐禪を応親近境とする説を極力排せらるゝものは全く太子御独自の御見解であつて……。經文に対する太子の御自解はこゝに最も徹底して顯れてゐるので、御己証の体解に照しては如何なる伝統古釈にも、又經文の字句にも拘束されない眞に自由な天地を行かるゝの觀がある。而して、これが実に太子仏教の御理想であり、實際御生活の軌道であつたこと、言を俟たぬ。〔「法華義疏の研究」三八六〜七ページ〕

「……しかも本書のなかに見られるところの極めて大胆なる批判精神と、經文や先匠の諸註釈義に執とらわれない独自の解釈の発表など、いろいろな点から考察して、やはり『日出づる處くにの天子、書を日没かるる處くにの天子に致す、云々』と最初の大使を送り、南北の大陸を統一してまさに半島に

までも侵入せんとしていた大隋国の皇帝に対して少しも臆しなかつた上宮太子のような大人物にして、はじめて私集することのできた書物であると結論する以外には道がないのである。」〔法華義疏〕、下巻、岩波文庫本、解説三九五〜六ページ〕

以上のように、この点が、花山氏にとつて重要な、「義疏の著者の個性」を表わすものとせられたこと、疑いはない。この著者が、果たしてその個性の故をもつて「聖徳太子」と特定しうるか否かは、いざ知らず、ともあれ、この著者が「齒に衣まきを着せぬ」大胆な主張明示の個性をもつこと、その一点はまさに肯定せられよう。

さて、このような見地に立つとき、問題になるのは、右の第一個条である。

法華経本文の趣意は、「国王・王子・大臣・官長などの権力者層の人々には接近するな、好みを結ぶな」という点にある。

これに対して、義疏の著者は、「その通りだ。そのような事態は、（権力者を背景として、虎の威を借る狐のたとえのごとく）おごりたかぶる、その機縁となるから、彼等に接近するな、好みを結ぶな。——それが仏道を求める者にとつて大切な心得である」との意を、簡潔な短文によつて明示しているのである。

ところが、聖徳太子自身が「王子」であることは明白である。その「王子」が右のような注釈を記するとしたら、これは、「一個の喜劇」「極めたる自己矛盾」——そのように評する他ないのであるまいか。

しかも、この「義疏の著者」は、「おなごりな注釈者」ではない。敬愛する法雲師に対してすら、敢然と「反論」する人物だ。時あつて「釈尊」自身にすら「迫る」勢いをしめす。その人物が、自己との対決の、その場において、何気なき顔をして「やりすごす」ような不誠実な祖述者の道を探るであらうか。不可解という他はないであらう。

これに対し、自然な理解、先人観なき理解からすれば、この「義疏の著者」は、「国王・王子・大臣・官長」にあらぬ、在野の僧団の一員であり、「権力に対する潔癖」を主張する、純粹な仏道者である、このように解する他はないのではあるまいか。

一方で「常好坐禅」への逃避をしりぞけ、民衆の間にあつての伝道・布教を強調しながら、他方は、時の権力者集団との隔絶と孤立の道を説く。——確かに凡庸の人間ではない。傑出した魂の持主だ。だが、これが「王子」たる聖徳太子に非ざること、この一事に関しては、わたしは一瞬もこれを疑うことができない。むしろ、この明文がありながら、なぜ今まで人々がこれを「聖徳太子の真作にして真筆」などと信じえたか、これを不審とせざるをえないのである。

第二章

一

次に問題にすべきは、「冒頭二行文」である。それは左のようだ。

<p style="text-align: center;">大委^國上宮王私 此是 法華義疏第一 集非海彼本</p>

この筆跡は従来、「八世紀半ば（天平期）の法隆寺の僧による加筆」とされてきた。⁽²³⁾ この見解には、しかしながら、大きな疑問がある。左に列挙しよう。

第一、「集」の問題。

従来説では、この「集」字について、「撰述」の意と解してきた。「上宮王私集」の一句を「聖徳太子の私的な撰述」の意とする以上、当然である。

しかし、たとえば六世紀初頭、梁の昭明太子の「文撰」の冒頭に太子自身の序文があり、その中に、この「集」字が二回使用されている。

(A)今之所^レ集亦所^レ不^レ取。

(今の集むる所、亦取らざる所なり。)

(B)事出^ニ於沈思^一、義婦^ニ乎翰藻^一。故与^ニ夫篇什^一、雜而集^レ之。遠自^ニ周室^一迄^ニ聖代^一、都為^ニ三十卷^一。名曰^ニ文選^一云耳。

(事は沈思に出で、義は翰藻に帰す。故に夫の篇什と与に雜えて之を集む。遠く周室より聖代に迄り、都て三十巻と為す。名づけて文選と云うのみ。)

いずれも「文撰」の面目たる、周代より聖代（梁期、現代の意）までの名詩・名文を採集したの意であり、決して「昭明太子自身が書いた」文章の載録を意味するものではない。わたしたちが現在使っている「あつめる」の義と大異ないう法である。

この点、「万葉集」「古今集」などという場合も、本来「他の人の歌を採録したもの」の義の「集」であって、「自分がこれらの歌を作った」の義でない。これも、右の「文撰」の場合と同一である。これら、六世紀初頭と八世紀以降の「集」の用法から見ると、中間の七世紀前半に当たるとされる、この文のみ、「撰述」の意とするのは、不審である。

この「義疏」中には、中国の注釈家（法雲等）の注釈は引用されているけれど、その大多数は、法雲の「法華義記」によっており、決して「幾多の注釈家の注釈を採録する」を目的したもの、とは言

にくい。まして先にあげたように、この「著者自身の強烈な主張」も、容赦なくもりこんでいる、立派な「選述」なのであるから、これを先の「文撰」などと同日に論ずることは不適當である。要するに、これは「上宮王が書いた」の意でなく、「上宮王が（自家の書架に）収蔵した」の意ではあるまいか。

二

第二、「私」の問題。

従来説では、公的（オフィシャル）な著作ではなく、私的（プライベート）な著作の意とされていた。しかし、このような公・私、二領域の活動をそれぞれ「肯定」するような見解が、果たして当時（天平年時）存在したであろうか。

先ず、聖徳太子の作とされる、十七条憲法を見よう。

十五に曰く、私に背き公に向うは、是れ臣の道なり。凡そ人、私有れば必ず恨み有り。憾み有れば必ず同に非ず、同に非れば私を以て公を妨ぐ。〔日本書紀、推古十二年夏四月〕

右では、「私」は一貫して「悪徳」である。むしろ、「悪の淵源」のごとき観がある。とても「私」も正当な一領域」といった見地とは、全く一致しないのである。これを「天平期の法隆寺内の一僧侶の筆」とすれば、彼が、その敬慕する聖徳太子の使用法と全く異なる「私」の使用法を行うものであ

ろうか。不審だ。

次に、「法華義疏」中の用例を見よう。（ページ数は岩波本）。

- ① 私に懐^{おも}うには、今は弥勒の爲めには……〔上巻、五一ページ〕
- ② 但だ私に懐^{おも}うには、衆上の一心の上に……〔上巻、一二三ページ〕
- ③ 但し、私に懐^{おも}うには、「異の方使」とは……〔上巻、一三〇ページ〕
- ④ 《第一の寂滅を知る》とは、『本義』は、亦た明かさず。但し、私に懐^{おも}うには……〔上巻、一三三ページ〕
- ⑤ 私に積して名づけて「擬宣^{ぎせ}する所を定む」と為したれども、『本義』は……〔上巻、一九四ページ〕
- ⑥ 但し、私に懐^{おも}うには、或は是れ機の中に……〔上巻、二〇五ページ〕
- ⑦ 然れども、此は是れ私の意なり。『本釈』は、少しく異なる。〔下巻、一七九〜八〇ページ〕
- ⑧ 而れども、私意は少しく安らかならず。〔下巻、一九〇ページ〕

右のいずれも、「私」自称（第一人称）の用法だ。例外はない。巻頭二行文の筆者が「法隆寺の天平僧」であるとするば、当然この本文（法華義疏）を見ていると考えざるをえないであろう。とすれば、その本文中の全用例に反する「私」の使用法をしめすとは考えがたいのではあるまいか。

その上、もつとも緊密に、この本文と巻頭二行文の筆者との文法的「関係」を立証するのは、右の⑦の用例である。

然此、私意、本釈少異。〈法華義疏〉、卷第四。大正新修大藏經、第五十六卷、統經疏部一、一一八ページ上段四行〉

これを、冒頭二行文の、

此は大委国上宮王私集

という文体と比較すれば、「此是……私」という文脈を共有していることが知られよう。

そしてこの「法華義疏」の⑦の文中の「私」が「自称（第一人称）」の用法であることは明白である。とすれば、これと同じ文形の（おそらく右の影響をうけたと思われる）巻頭二行文中の「私」も、同じ用法、すなわち「自称（第一人称）」と見なすこと、当然ではあるまいか。

三

第三、自称様式の問題。

右の「私」の問題は、論理的に次の一事をさししめず。——「この巻頭二行文の筆者は『上宮王』その人である」と。

従来の見地からは、あまりにも意外な事態であるけれども、「『私』＝自称」問題の指すところ、これ以外の帰結はありえないのである。

そこで必然的に生ずべきは、次の問題であろう。「上宮王自身が、自分のことを「上宮王」と呼ぶうるか」このテーマだ。

この問いに答えることのできる史料がある。それは、長屋王をめぐる經典書写文書である。（根津美術館所蔵）。

(A)藤原宮御禹 天皇、以慶雲四年六月十五日登遐、三光慘然、四海過密、長屋殿下、地極天倫、

……和銅五年歲次壬子十一月十五日庚辰竟、

用紙一十七張 北宮、〈大般若波羅密多經卷二三、序文〉

(B)神龜五年歲次戊辰五月十五日、仏弟子長王、至誠發願、奉写大般若經一部六百卷、……〈大般若波羅密多經卷二六七〉〔寧樂遺文、所収〕

右の(A)は、他（長屋王以外）の筆者の文であるが、その文意を「認承」する形で、長屋王が「北宮」と自署名を行っている。その居した宮殿名をもって、「自名」に代えているのである。

次の(B)では、長屋王自身の手になる文章が跋文として、末尾に記されている。そこでは自己のことを「仏弟子、長王」と表記している。天皇家内部の王子たちが、自分のことを「王」と自称していたことが知られる。

以上の史料から見ると、「上宮王が自分のことを「上宮王」と自記する」可能性が十分存することが知られよう。もちろん、これらは八世紀中葉の事例であるから、「七世紀前半」から見れば、百年以上も、のちの史料であるけれど、このような使用慣例は七〜八世紀を通ずるもの、そのように見なし、大過ないのではあるまいか。

第四、重複表現の問題

従来説には、大きな矛盾がある。それは、文旨上、前半の「大委国上宮王私集」を「聖徳太子の私的な著作」の意にとる以上、後半の「非海彼本」は、全くの蛇足となろう。なぜなら、すでに「聖徳太子著作」を断言しているのだから、それが「海彼本」すなわち、中国大陸や朝鮮半島の学僧による著作である可能性は、全く存在しないからである。「言わずもがな」の冗舌というほかはない。

これに対し、わたしの理解の場合、前半は、「わたし（上宮王）が自家（書架）に収蔵したもの」といつているのであり、後半で、「わたしの収蔵したこの本は、中国・朝鮮側の人々の手に成るものではない」といつているのであるから、全く文意において重複するところはないのである。

一つの文章の、後半分（字数の比率では二割五分）が完全な蛇足と化するような読解、それは果して原作者の意にかなうものであろうか。大いなる疑問、といわざるをえない。わたしにはそのように思われる。

四

第五、位置の問題。

従来説には、文書様式上、重大な矛盾がある。

巻頭二行文の位置が、「右下」という、下方に書かれてあることである。

なぜなら、もしこれが「天平期の法隆寺内の僧」によるものであったとするならば、「上宮王」と呼ばれた聖徳太子は、（積尊を除いて）最高の、敬慕すべき存在である、と称しても過言ではないであろう。その「上宮王」の名を記すのならば、「法華義疏第一」の位置と並ぶ、あるいはさらにややその「右上」気味の位置に置かれてこそ、十分の敬意の表現とすべきだからである。この点、文書様式上、きわめて不適正の位置といわねばならない。

これに対し、わたしの立場、すなわちこの二行文を「上宮王自身の自記」とした場合、この位置こそ適正であり、何等不自然ではない。逆に、「法華義疏第一」の右横や右上方に書いたとすれば、極めて不自然となろう。「みずからの高位を他に誇る」形となるからである。

以上、一見微妙な、心理上の問題ながら、文書様式上、決して看破し能わぬ問題点であると、わたしには思われる。しかしながら、従来説の論者はこの一点を吟味することが欠如していたようである。

第六、書法の問題

この二行文中、「国」の字は、細字で、「あとから」記入された形をしめしている。二行文全体と同一筆跡であることは疑いないから、最初「国」字を除く形で書かれ、書き終わって、（あるいは途中で）それに気づき、この一字を追記したものと思われる。

このような状況は、わたしたちが日常しばしば体験する事態である。ことに「とり急ぎ」したためるとき、おこりやすものである。

ところが従来説の場合、「法隆寺内の僧侶が、聖徳太子の真筆作品に対して記入する」という状況

設定である。このようなさいは、

〈その一〉先ず、手もとに「下書き」を行うこと、

〈その二〉本番のさいは、「謹書」すること、

この二点は、およそ不可欠のたしなみ、むしろ自然の執筆姿勢というべきであろう。

しかるに、この二行文の筆者は、一切右の注意をはらわず、いきなり「原二行文（「国」を欠く）」を書き下し、あとで「あわてて」「国」字の追記を行なっているのである。右の状況設定においては、不可解という他はない。

これに反し、わたしの場合のように、この二行文を「上宮王」自身の自記とした場合、何の矛盾も生じない。なぜなら、本人自身が自家収蔵の書籍に対して「書き付け」を行うさい、右のような状況はきわめてありやすい事態だからである。決して「下書き」や「謹書」を不可欠としないのである。

このような書法上の観察も、従来説の場合、意外にも十分には行われていなかったようである。この点も、従来説の非を証するのである。

五

この問題について、さらに不可欠の考察点がある。それはこの二行文の「書風」の問題である。この筆跡が「欧陽詢の書風」をもつことは、すでに学界既知のところといえよう。たとえば、花山信勝

氏は次のようにのべておられる。

「御物本法華義疏に於ける巻首撰号の二行十四字並に題号に関しては、法隆寺大鏡の解説（大正八年二月発行）以来、奈良朝を降らざる古代に於ける追書であるとの説が一般に行われて来たが、予が昭和七年一月に中村不折先生を訪ねて御高見を仰いだ節、先生は御熟覧の上遂に他筆であることを確信せられ、殊に『官』『此』『本』の三字並びに『法』の旁『去』が全然欧陽詢の書法を習った人の筆であることを証明せられた。随って、予は前年出版の『法華義疏』校訳上巻の註記第一に『大体御真筆と見てよからう』として置いたが、今茲に意見を改めることを付記しておく。」

〈『聖徳太子御製、法華義疏の研究』一六三ページ、一五〉
「最初の撰号に、『大倭国^{やまとのくに}上宮王の私に集むるところ』とあるのは、欧陽詢の書法が加わっているから、奈良朝中頃の文字と見られるが、……」〈『法華義疏』、下巻、岩波文庫本。解説、三九二ページ〉

右に紹介された中村鑑定のごとく、確かにこの二行文の筆跡には、欧陽詢の筆風の影響が濃厚に残されている様子が看取される。有名な王羲之の優美・繊細な書風が一世を風靡したあと、欧陽詢が隋代に現われてより、書風を一変せしめ、鋭利・秀抜の書跡をもつて一世を驚倒せしめたことは、中国の書道史上、著名の「事件」である。二行文は明らかに後者の影響を深く蔵しているのである。

とすれば、この「欧風」が日本側の書跡に現われるのは天平時代とするのが、日本書道史上の通軌であるから、右のような「欧風の存在」という鑑定が、すなわち「この二行文の筆跡は天平期の記入」

という推断に至るべきことも、当然ともいえよう。右の花山氏の「奈良朝中頃の文字」という表現は、その帰結をしめすものであろう。

けれども、今、欧陽詢の経歴を精査してみよう。彼は隋及び唐初（五五七～六四一）の書家である。彼に関して次のような説話が旧唐書中に記せられている。

隨に仕えて太上博士為り。高祖、微なる時、引かれて賓客為り。即位に及び、累遷して給事中に遷る。

詢、初め王羲之の書を学び、後更に漸く其の体を変う。筆力、險勁、一時之絶為り。人、其の尺牘文字を得、威以て楷範と為す。

高麗甚だ其の書を重んじ、嘗て使を遣わして之を求む。高祖嘆じて曰く、「意わざりき、詢の書名、遠く夷狄に播がり、彼、其の跡を觀んとは。固に、其の形わるること魁梧なり、と謂わんか。」と。〔「旧唐書」、儒学上、欧陽詢伝〕

陽詢の父は陳の広州の刺史であったが、謀反の罪で誅せられた、という。陳が滅亡し、隋が南北統一したとき（開皇九年、五八九）、彼は三十代初頭であった。そして隋の太常博士として頭位にあった。隋滅亡時（義寧二年、六一八）は、すでに六十代初頭、彼の盛年は「隋代」にあったことが知られる。

初唐の頃、高麗の国王が欧陽詢の書を求めてわざわざ遣使し来り、唐の高祖が驚倒した逸話が、右に記せられている。いかに東アジア世界全体に彼の盛名がとどろき、近隣諸国で書を学ぶ者がいかに彼の書風に「学ばん」としたかが知られよう。

唐の高祖は、隋代より彼と友好の間柄にあり、ために八十五歳の死に至るまで、彼の書風は甚大な影響を与えつづけてきた。

以上のような彼の経歴に対し、七世紀前半の倭国（及び倭国）の状況を見よう。

(A) 隋書倭国伝

- ① 開皇二十年（六〇〇）第一回遣使。倭王、多利思北孤。——欧陽詢、四十三歳。
- ② 大業三年（六〇七）第二回遣使。同右。「沙門数十人、来つて仏法を学ぶ」——欧陽詢、五十歳。
- ③ 大業四年（六〇八）文林郎裴世清、来使。帰朝時、倭国使を伴う。——欧陽詢、五十一歳。

(B) 日本書紀（推古紀）

- ① 推古十五年七月（六〇七）。「十二年の誤差」問題よりすれば、六一九、初唐（推古天皇、聖徳太子。第一回、小野妹子を「大唐」に派遣。——欧陽詢、五十もしくは六十二歳。
- ② 推古十六年（六〇八）もしくは六二〇）夏四月、小野妹子、「大唐」の使人、裴世清を伴い帰る。
- ③ 推古十六年九月、裴世清の帰朝と共に、第二回の小野妹子派遣。福因等八人の学生を遣わす。——欧陽詢、五十一歳もしくは六十三歳。

右のいずれをとっても、今問題の欧陽詢の活躍期、盛名の響きわたった時期に当たっているのである。従つて、これらの遣隋使もしくは遣唐使の持ち帰った經典・文書類の中には、「欧風の書跡」のもの存在したこと、これをわたしたちは疑うことができないのである。

その上、高麗王の「欧跡所望遣使」の逸話のしめすように、同じ「夷蛮」の周辺国たる、日本列島の王者たちもまた、この「欧風」にあこがれ、「学ばん」としたことは、必然であり、わたしたちはこれを否むことができないのである。

以上の論証によって、「欧風の所在」をもって、直ちにこれを「天平期の法隆寺僧」の手跡と見なしたことの「早断」に過ぎたことが知られよう。やはり慎重に「七世紀前半（隋期）以降の手跡」として、その上限を設定すべきだったのである。

すなわち、七世紀前半の「上宮王」自身の手跡に「欧風」の現れていることは、何等の矛盾とすべきでないものではないことが知られよう。

第三章

一

新たに問題とすべきは、本文の「奥書」の有無である。

先述のように、本文が「聖徳太子」の著述に非ず、巻頭二行文が「上宮王」自身の「自家への收藏」を意味する行文であるとすれば、本文の「真の作者そして執筆者」は不明、そのように帰結する他

はない。しかし、この本文の「真の作者」は、最初から全く記せられていなかったのであろうか。

右のような問いを新たに発するのは、他でもない。現存の御物本が、実は「原形」に非ず、「再装本」の姿をしめしているからである。すなわち、先頭や末尾等を切り貼りして現存の「四卷本」の形が構成されており、これが本来の形であったとは必ずしも断じえぬ、そういう形態をもっているのである。

この問題を考える上で、注目すべき点を左にあげよう。

第一に、正倉院文書によれば、「法華義疏」の書写文書中、「三卷」のものと「四卷」のものとの二種類が存在する。

(A)三卷本

①天平十九年六月四日経疏検定帳

法華経義疏三卷 常欠第二卷 上宮皇子撰（九―三八四）

②天平二十年八月四日宮一切経散帳

法華経疏三卷 上宮王（一〇―三三〇）

③天平勝宝元年十二月二十二日本経疏奉請帳

法華経疏二部 一部九卷撰者不知 一部三卷上宮王撰（二―一〇）

④天平勝宝八年五月八日宮一切経散帳

法華経疏三卷 上宮王（一〇―三二六）

(B)四巻本

- ①天平十九年六月七日写疏所解
- 法華經疏四卷 上宮聖德皇子撰(九―三八八)
- ②天平勝宝三年九月二十日写書布施勘定帳
- 法華經疏四卷 上宮王撰(一一―五二―三)
- ③天平勝宝五年二月十九日經疏出納帳
- 法華經疏四卷 上宮王撰 第二卷欠(四―九三)
- ④神護慶雲二年造東大寺司移
- 法花經疏四卷 欠第二上宮王(一七―一四三)
- ⑤写本写大乘經論疏目錄(天平勝宝五年五月七日に類従)
- 法華經疏一帙四卷 上宮王撰(二四―三九八―九)
- ⑥奉写章疏集伝目錄(天平勝宝五年五月七日に類従)
- 法華經疏四卷 大倭国上宮王私集 百五十三張欠第二卷(二二―五二―三―六)
- ⑦法華經疏四卷 大倭国上宮王私集 百五十三張欠第二卷(二二―五二―三―五)⁽²⁵⁾

右の(A)の三巻本について、①の場合、「常欠第二卷」の句があるから、「四巻本」の一部分としての「三巻本」であることが判明する。しかし、②④の場合、そのような注記がないから、

〈その一〉右の注記を省略したに過ぎぬ。(すなわち、これも、「四巻本の一部」と見なす。――これが従来の通解のようである。)

〈その二〉本来、「三巻本」である(四巻の再装本〈御物本〉の原形型と見なす)。右の二つの可能性が考えられよう。

第二に、右の二つの内、真相が〈その二〉にあると思わせる微証が現存の御物本の中に存在する。それは、第四巻の末尾に、別筆で

法華疏 下巻

という文字が大書きされている、という事実である。

「下巻」という表記が出現しうるのは、

- ①〈二巻本〉上巻・下巻
- ②〈三巻本〉上巻・中巻・下巻

の二つのケースに限られよう。ところが、正倉院文書では「三巻本」と「四巻本」の二つしかないから、右の①の〈二巻本〉のケースは除外しえよう。すなわち、本文は本来、〈三巻本〉であり、それが現存のような「四巻本」に「再装」された。――この帰結である。

そうでなければ、本来「四巻本」であるものに、わざわざ「欠本」たる〈三巻本〉の末尾を「貼布」すべき必要など、毛頭存在しないからである。

しかも、ここには、「法華疏、上巻」と「法華疏、中巻」の部分は「除去」されている。

本来の〈三卷本〉と現存の〈四卷本〉との間には、かなり大きな^{けいてい}径庭のあることがうかがわれよう。

第三に、この本文のように、かなり長大な内容である上、著作者自身にとって辛苦の力作であるものに対して、「著述年時、著述者の自書名、著述者の著述経緯や学問上・修道上の恩師への感謝の辞」等をふくむ「奥書」を書くことは、きわめて自然である。

ことにこの著者は、八回も「私」の表記を自記している。この「私」という自称は「代名詞」であるから、その指すべき主体、その固有名詞の存在すべきことは、当然である。だからこそ、巻頭二行文の場合も、「上宮王」という「私」の指すべき主体が書かれていたのである。

このように省察してみれば、詳・略のいかんを問わず、本文執筆者の自署名をふくむ「奥書」の存在した可能性は、決して少なしとはしないのである。

二

昭和四十六年四月十一日に発行された「コロタイプ本、法華義疏」（编者、財団法人、聖徳太子奉賛会、発行所、株式会社、吉川弘文館）を熟視すると、第四巻冒頭の右端下方部に、「二個の異様な墨点」の左端部が現れている。これについて考察しよう。（当該部写真、参照）。

(A) 右の墨汚点部の本体部は、右方にひろがっており、その大部分が切り取られ、左方の白紙部が「再装本」中に「活用」された。その残欠としての墨汚点と見られる。

(B) 現存四卷本全体を精視しても、右のような墨汚点の生ずるような、本文墨部の「切れ目」は存在していない。

(C) また、本文墨部を本体とする場合、右のような二点のみの墨汚点は生じにくい。

(D) けれども、「奥書」の左端部を切り取った場合は、右のような二点の残欠部たる墨汚点は生じやすく、形態上自然である。

以上のような判断にわたしは到達したのであるけれども、これ以上は「コロタイプ本」をもとにしては探求しえず、現存御物本そのものの史料科学的検証を行う他に道はない。——これが不可避の帰結であった。

三

昭和六十一年十月十七日、京都御所において現存御物本に直接した。同僚（昭和薬科大学、生物学助教）の中村卓造氏に同道していただいた。氏は顕微鏡写真・電子顕微鏡写真撮影による自然科学的研究者として、多年にわたる斯界の専門家である。

その所見は、左のようであった。

(一) 右の二点の墨汚点部を検証したところ、現存御物本には、そのような部分が一切検出できなかった。

(二)なお当該部を顕微鏡で精視したところ、当部分の繊維が「削除」されている事実が発見された。
 (三)類似の「繊維除去部分」は他にも発見され、それらには、除去跡に「胡分」^{ごぶん}が白く塗りこめられているのもあった。

(四)以上の所見からすれば、こちらは表具師による「美化のための作業」かと思われる。
 (五)コロタイプ版の製作された、昭和四十六年の前年、宮内庁は表具師を委嘱したようであるから、右のコロタイプ版作製後、右のような「美化のための施工」が実行されたものようである。
 (六)そのため、現コロタイプ版は、右の原状況を遺存する、貴重な史料状況を提供するものとなった。
 (七)これに対し、原状況の事実を現存御物本から探究することは、永遠に不可能となったのである。
 以上が所見結果であった。

四

右の検証作業中、副産物として、意外な事実が検出された。それは左のようである。

(八)第一巻の右端部右下部に、長方形の繊維削除部分の存在することが発見された。鋭利な刃物で、重ね合わされた繊維の表層部に「切れ目」を入れ、右の「長方形部」を「切り取った」ものである。
 (九)その「切り取られた長方形部」には、墨の文字が書かれていたものごとく、その残存の墨が、切り残された「当該底部」になお点々と残存している。

(十)すなわち、この「削除」は、先にあげた、近年の表具師による「美化のための作業」とは全く異なり、「眼前に書かれていた文字を除く」という、きわめて有意、かつ故意の作業であったことは、これを疑わんとしても困難である。

(出)第二巻・第三巻の、ほぼ同じ箇所には「法隆寺」という文字が明記されている。

(出)したがって第一巻の場合、「法隆寺以前の、旧所蔵者」の名前が記されていた可能性が高い。

(出)この旧蔵者の名前を抹消し、新所蔵者が「はじめから自家の所蔵であった」かに見せようとして、しばしば行われる作業、これが第一巻の当該部の史料状況のしめすところである。中・近世文書には往々検出される事態である。

(出)顕微鏡写真によって、刃物で長方形の繊維部分が「切り取られた」さい、その部分を引き抜くとき、境位部に生じた「けばけば」が明確に撮影され、右の所見事実を明確に裏付けることとなったのである。

以上によって、当該文書には、重大な「改ざん」の存在したことを確認することとなったのである。

五

コロタイプ版の解説では、当該箇所について次のように記せられている。

「問題2 巻一の見返である。其の右下に縦一寸二分横六部の貼紙があり、そこに何やら墨書し

であるが、それは読みとれない。貼紙の位置は第二第三巻の法隆寺朱印が貼つてあるところに似るが、それとは全く異質の貼紙と思われる。墨書して貼紙する以上、何かの必要があったものと思われるが、それを知る方法がないだろうか、気に懸かることである。」〈装潢、石田茂作氏〉
右のように、御物本の実状況と相異した「解説」は、いかにして生じたのであろうか。思うに、事情は左のようだったのではないかと思われる。

〈その一〉石田茂作氏は、いったんは現本（御物本）を実見されたであろうけれども、実際に「解説」を書くときは、「現本を見つつ」書かれたものではなかったであろう。

〈その二〉代って、写真版もしくはコロタイプ版を見つつ、書かれたのではあるまいか。

〈その三〉そしてこの個所に、「長方形の変質箇所」のあるのを見られた。

〈その四〉しかし、まさか、「削除のための切断」といった異常事の発生していることには想到しえなかった（写真所見からでは、当然であろう）。

〈その五〉そこで、「より穏当な想定」として、これを「貼紙」と判断されたのである。

〈その六〉けれども、その「異常な状況」から、「気に懸る」云々の発言が生まれたものと思われる。

この点、今回、顕微鏡による熟視と、顕微鏡写真の撮影により、事の真実を明らかにしえたのだ。た。

六

現本の用紙に対し、顕微鏡及び電子顕微鏡写真による撮影を行った。その所見を左に記する。

(一)第一巻の冒頭の空白部（長方形削除をもつ部分）と本文部分とは、ともに「中国産の苧麻ちよま」と見られ、同じ紙である。

(二)巻頭二行文の紙は「大麻たいま」であり、国産とも見られる。したがって右の(一)部分とは全く異質の紙であり、この部位に「貼布」されたものである。

(三)これに対し、第四巻末尾の「法華疏、下巻」の文字をもつ部分は、一見して「真つ白」であり、直前の本文部分の「茶色」と全く色合いを異にしている。しかし、顕微鏡所見によれば、意外にも、両者は同質の紙（中国産の苧麻）であることが認識された。

(四)第四巻の冒頭の空白部の紙と本文の紙とは、類似しているものの、いまだ「全く同一」とは確認できなかった。

以上である。この所見中、重大な事実は、問題の巻頭二行文が本文とは全く異質の紙であるという点である。その上、筆跡も、両者（二行文と本文）異なっている。

しかも、前者（二行文）は、後者（本文）の中に「貼り付けられ」ている。

したがって、両者を「共通の土俵」で扱うことは、はなはだ危険である。——そういう帰結がわた

電子顕微鏡写真〔紵麻〕
第一巻最初右側の部分



電子顕微鏡写真〔大麻〕
第一巻最初真中の部分〔上宮王〕

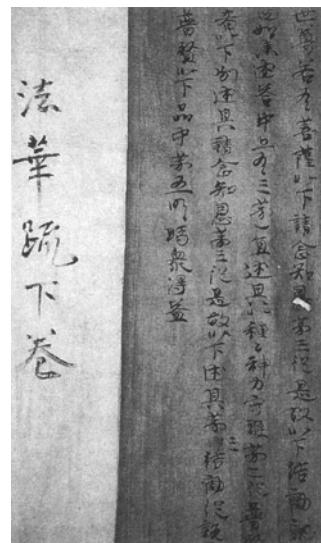
電子顕微鏡写真〔紵麻〕
第一巻最初左側の部分



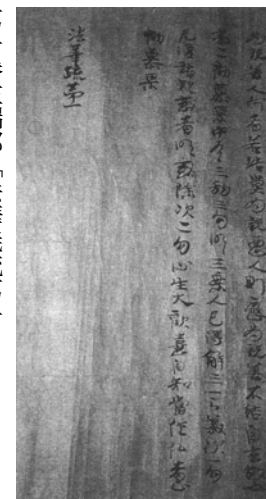
第二巻右端部「法隆寺」



「法華義疏」第一巻題字、最初真中の部分



第四巻左端部「法華疏下巻」



第一巻左端部「法華義疏第一」

したちにしめされたのである。

以上がわたしたちが実地に臨んで観察し、また顕微鏡及び電子顕微鏡によって撮影しえた、その所見であった。

第四章

一

その後、研究はさらに進展した。

その一は、巻頭二行文における「大委国」の問題である。

わたしはすでに既発表論文「日本国の創建」(『よみがえる卑弥呼』、駸々堂出版刊、所収)によって、次の帰結をしめしている。

(一)「三国史記」によれば、この史書に出現する「倭」は、一世紀から七世紀後半まで、一貫して「チクシ(ツクシ)⁽²⁶⁾」を意味する。

(二)それが一変し、「日本」という国名に「更号」(呼び変え)されたのは、新羅の文武王十年(六七〇)のことである。

(三)右の「日本」とは、やがて(七二〇年に)「日本書紀」を成立させた近畿天皇家のことを指すと見られるから、右の「更号」は単に形式上の国名変更にとどまるものではなく、「チクシからヤマトへ」の“権力中枢の変動”を意味するものと思われる。

(四)八世紀の諸天皇(元明・元正・孝謙・聖武・桓武)はそろって即位の詔において、自分たちの権限が「天智天皇の始め給うた『不改の常典』に拠っている、と説明している。

(五)これは従来説のように、皇位継承法や近江令といった解釈では妥当しえない。なぜなら、元明・元正天皇が最高責任者として編成された正史、「日本書紀」に記載されていないからである。

(六)それは「日本書紀」の天智紀、それも「天皇」として在位した四年間(天智七〜十年)中に特筆大書されていなければならぬ。

(七)それは、天智十年(六七二)正月の項に、「皇太弟(のちの天武)が、天智天皇の宣を奉じ、冠位・法度之事を施行した」とある、この記事を除いて、妥当するものはない。

(八)右の冠位とは「大化五年」の「制冠十九階」の修正形としての「天智三年春二月」の「換冠位階名」の内容を指すもの、と思われる。そこに提示(発布)されたものの「施行」である。

(九)同じく、右の法度とは、“根本法”の意義であるから、大化元年から大化五年に至る一六個の「詔」「奉請」「制」を指す(先の「大化五年」の制冠をふくむ)。そこで宣布されたものの「施行」が、この「天智十年」にあった、というのである。

(十)この点、明治維新以後、“鼓吹”された「大化改新」という用語は、「天皇親政」の歴史的先範と

して、「明治維新」の正当化のために「造作」された概念であり、「日本書紀」そのものしめす史料事実には合致していない。

(土)これに反し、「日本書紀」中、これほど大量の「詔」類が列挙されているのは、他に皆無である。その「施行」が天智の世にあった。——これが当正史の主張する、根本にして最大の力説点であった。

(五)八世紀の諸天皇が即位のさい、こぞつて強調し、己が即位すべき「天皇位」の根本としたのは、右の「天智十年の施行」そのものに他ならなかった。

(三)「日本書紀」で、白村江の戦は、天智二年(六六三)に当てられている。ところが、「旧唐書」及び「三国史記」では竜朔二年(六六二)になっている(白江の戦)。「一年の誤差」が存する。これによつて見れば、この「天智十年」(六七二)は、「三国史記」の新羅文武王十年(天智九年、六七〇)と「同年」である可能性が高い(前者は正月、後者は十二月頃)。

(四)従つて、この「天智十年の施行」を契機として、白村江の戦に敗れた「倭国」(チクシ)が消滅し、代つて「新、日本国」の誕生すべきを宣言された可能性が高い。

(五)それゆえ、「廃倭国、建日本国」の詔勅が、天智十年(六七〇か)に出されたもの、と見られるけれども、それは「日本書紀」に記されていない。それは「神武天皇の即位元年」をもつて「日本国の創建」と称した「大義名分上の虚構」のため、「消し去られた」もの、と思われる(これと同類の例として、文武三〇〇年、文武四〇〇一年の間に出されたはずの、「廃評、建郡」の詔勅)もまた、「続日本紀」中から「消され」ている)。

以上がその要点であった。

二

右と呼応すべき国内史料、それは「万葉集」における「ヤマト」の表記である。

その巻頭にあるのは、雄略天皇の歌であり、次いで舒明天皇の歌である。

山跡乃国者(大和の国は)〈「万葉集」巻一一、雄略天皇〉

山常庭 村山有等(大和には、村山あれど)……蜻島 八間跡能国者(あきづしま、大和の国

は)〈「万葉集」巻一二、舒明天皇〉

いずれも、「山跡」「山常」「八間跡」の表記が使われている。

これに対して、「倭」の用例の初出は柿本人麿の歌である。

天尔満 倭乎置而(天にみつ、大和を置きて)——持統の時、〈「万葉集」巻一二九、柿本人麿〉
右のような傾向は、「万葉集」全体を通じて変わらない。

在「山跡、皇兄(大和に在す皇兄)〈「万葉集」巻四—四八四題詞、難波天皇——仁徳か孝徳——の妹〉

これに対し次のように、柿本人麿以来、各歌人とも、そろつて「倭」ヤマト」の用法をしめしている。

倭尔者(大和には)——持統の時。〈「万葉集」巻一—七〇、高市連黒人〉

倭恋（大和恋い）——文武のとき。〈「万葉集」巻一―七二、忍坂部乙麿〉
倭国者（やまとの国は）——天平五年。〈「万葉集」巻五―八九四、山上憶良〉

倭辺上（大和に上がる）——神亀三年の歌のあとに載す。〈「万葉集」巻六―九四四、山部赤人〉
右のような変化が、時間的にもつとも「きわどく」現われているのは、天智朝である。

山跡有 大嶋嶺尔 家母有猿尾（大和なる、大島の嶺に、家もあらしを）〈「万葉集」巻二―九一、天智天皇。鏡女王に賜う御歌〉

天皇（天智）崩後之時、倭太后御作歌一首〈「万葉集」巻二―一四九題詞、倭太后〉（歌は「人はよし思ひ止むとも玉鬢影に見えつつ忘れぬかも」）

右の九一は、天智天皇自身の歌であるから、「天智七―十年」の間の作であると考えられる。あるいは、それ以前の皇太子時代の作である可能性もありえよう。ここでは旧来の「山跡」の表記が用いられている。天智自身の表記法の反映と見られよう。

これに対し、当の天智天皇の崩後、倭太后によって作られた挽歌の題詞で、「倭太后」の表記が現われている。この太后は古人皇子の娘とされている（「日本書紀」、天智紀）から、これは当然「倭ヤマト」の用例と見られる。

すなわち、ここでも、

(A) 「天智十年」頃、以前——山跡

(B) 「天智十年」頃、以後——倭

という変化がしめされている。

右のように、

(一) 「三国史記」では、「倭ヤマト」の用法が「六七〇」において終結したことが記述されている。

(二) 「万葉集」では、「倭ヤマト」の用法が「六七二」以降、出現している。

この両事項の時間的一致は、偶然とは見なしえぬ「相応関係」をしめす、そのように考えざるをえないのではあるまいか。

三

右でえられた「六七〇―七一」の間の「倭」の意義の変動、この新たな物差しによって、今問題の当本の巻頭二行文を検討してみよう。

先述来の論証のしめすように、この二行文が「上宮王自身の表記」であるとするれば、七世紀前半のものとなる。とすれば、右の物差しによる限り、

「大委国ヤマト」

という帰結にならざるをえない。従来考えられていたように、

「大委国ヤマト」

の意と解することは不可能なのである。

〔「古事記」・「日本書紀」〕は、八世紀初頭の成立であるから、基本的に「倭Ⅱヤマト」という、新たな表記法にもとづいていること、当然である。従ってこれらの文献の用例をもって、この巻頭二行文の文面を理解することは、史料批判上、不適正といわざるをえないのである。〕

以上の分析に従えば、この「上宮王」をもって「聖徳太子」と解してきた従来説には、越えがたい矛盾のあることが知られよう。

四

わたしはすでに、法隆寺の本尊たる釈迦三尊の光背銘文に関して分析を行った。（「法隆寺釈迦三尊の史料批判——光背銘文をめぐって」『仏教史学研究』第二十六卷第二号、昭和五十九年三月十日、本書所収。及び『古代は輝いていた』第三卷、参照）

その要旨は左のようである。

(一) 銘文中の「上宮法皇」の没年は、法興元三十二年（推古三十年、二月二十二日）である。これに対して、「日本書紀」では聖徳太子の没年は、推古二十九年二月五日である。当然両者は別人である。なぜなら、「日本書紀」の成立は太子の没年後、わずか百年であり、その間に関係者（とその子や孫）内で、その正しい没年が「忘れ去られ」たり、「あやまられ」たりするはずはないからである。

(二) 右の「上宮法皇」の死の翌年に作られたという銘文でありながら、ここには推古天皇の存在の痕跡もない。これは、「上宮法皇Ⅱ聖徳太子」という従来説にとつて、不可避の矛盾である。

(三) 「法皇」とは、僧籍に入った天子²。仏法に帰依した最高権力者³を指す用語であり、終生「太子」という、ナンバー・ツウの位置にとどまった、聖徳太子に対して用いられる称号でない。

(四) 「鬼前太后」「干食玉后」という、銘文中の表記も、それぞれ「天子の母」や「天子の正式の妻」を指す語法であつて、「太子の母」や「太子の妻」には適切ではない。

(五) 銘文冒頭の「法興」という年号は、「辛巳」年を「三十一年」とする点から見ると、崇峻天皇四年（五九一）を元年とすることとならざるをえない。すなわち「推古——崇峻」にまたがる年号となる。とすれば、これは近畿王朝内の年号とは見なしえない（崇峻が殺害された、という「日本書紀」の記事から見れば、なおさらである）。

(六) 以上のように、「上宮法皇Ⅱ聖徳太子」説にとつて、解決しがたい矛盾が続出するのに対して、新たに「上宮法皇Ⅱ筑紫の多利思北孤」説に立つとき、諸矛盾はことごとく解消する。

① 聖徳太子と没年時の異なることは、当然である。

② 推古天皇が銘文中に出現しないこともまた、当然である。

③ 多利思北孤は「日出ずる処の天子」を自称している上、「跣趺（結跣趺坐）」して坐ったとされている（隋書倭国伝）から、「法皇」の称はきわめて自然である。

④ 同じく「太后」「王后」の称も、全く不合理ではない。

⑤ 「法興」という年号が「崇峻——推古」の両者にまたがる点も、別王朝の存在であれば、何の

矛盾もない。

(七)多利思北孤は「阿蘇山有り……」（隋書倭国伝）の記述のしめすごとく、九州の王者である。さらに後漢の光武帝のとき、また安帝のときの「倭奴国」の後継王朝として記述されているから、志賀島の金印の出土した、博多湾岸をふくむ「筑紫の王者」であることが判明する。いわゆる九州王朝がこれである。

(八)「上宮」は、二つの宮殿（上宮と下宮）もしくは三つの宮殿（上宮と中宮と下宮）があったさい、これらを区別するための普通名詞である。聖徳太子はかつて「上宮」^{うえのみや}（奈良県桜井市）に居したために「上宮太子」と称されたが、没した地は斑鳩（法隆寺の地）である。「上宮」ではない。これに対し、銘文中の「上宮法皇」は、他に在所名の記されたものはないから、当然この「上宮」で没したものと見られる。九州にも、大分（上宮峯）や阿蘇山（もと山頂にあったもの。現、阿蘇神社は「下宮」や太宰府裏（^{かまじ}竈門宮）等に存在する。

(九)したがって、この釈迦三尊は、法隆寺が全焼してのち再建されたとき、九州から「移送」された上、本尊として「定置」されたものと思われる。

以上がわたしの論証であった。

五

先に、巻頭二行文について分析したところ、この「大倭国上宮王」は「チクシの上宮王」と解すべし、という帰結に至った。

そして、この二行文が、七世紀前半以降のもの（欧陽詢の書風をしめす）とすれば、右の「上宮法皇」その人が、この「チクシの上宮王」である可能性はきわめて高い、といえよう。

もちろん、先にのべたように、「チクシの上宮」も唯一とは限らず、その宮殿の主が、当然「王」と呼ばれるべき存在であることを思えば、「上宮王」という一語で特定人物に限定することはできぬともいえよう。

しかしながら、「七世紀前半・筑紫・上宮王」という三点の一致からすれば、「上宮法皇」と呼ばれた多利思北孤その人と一致する可能性は、はなはだ高いといわねばならぬ。

「上宮法皇」は、他からの敬称である。これに対し、本人自身が「上宮王」と記しうることに、すでにしめしたごとくである。

六

右のような、一見意想外と思われる帰結を支えるべき、他の論証がある。それは「大委国」の「委」という文字である。

この文字が「倭」を意味すべきことは、いうまでもない。ところが、中国の各代の歴史書において、すべて「委」に非ず、「倭」の文字が用いられていることも、周知のごとくである。「漢書」「後漢書」「三国志」「宋書」等、すべて例外がない。

唯一の例外というべきは、「漢書」本文の倭人項に対する、魏の如淳注であろう。

如淳曰、如墨委面、在带方東南万里。

(如淳曰く、墨の如く委面して、带方東南万里に在り)

右は倭人の「鯨面」をしめす表現であろうから、この「委」は「倭」を示唆するもの、そのように見なすことができよう。けれども、この一文を見て、巻頭二行文の筆者が「委」字を書いたとは考えがたい。なぜなら、これは一注記にすぎず、それに対する漢文の本文には、

楽浪海中有倭人、分为百余国、以歳时来献見云。

とあつて、明白に「倭」の文字が用いられている。この一字を斥けて、注記中の文字を採用すべき道理はないのである。

では、巻頭二行文中の「委」字は、いかにして出現したのであろうか。

これに対して、考えうる唯一の可能性、従うべき典範がある。——それは、志賀島の金印中の「委」の字である。

漢委奴国王

ここでは明白に「委」が使われている。「倭」ではない。これを受け取った博多湾頭をふくむ筑紫の王者が、この一字「委」をもって、自国に対する正規の国名・用字と受けとめたことは、当然である。金石文によって証言された、由緒深き用字なのである。

この「金印」そのものは、志賀島の地中に埋納⁽²⁷⁾された。しかし、地中に「埋蔵」される前に、これが大いに「使用」されたこと、わたしにはこれを疑うことはできない。なぜなら、金印とは、すなわち、いわば「鑄型」である。だからこそその文字は、全体が「逆文字」となっているのである。これを紙や粘土板などに「捺印^(なっぴん)」すれば、通常の形の文字となる。そのような「使用」を全くせずに、いたずらに地中に「埋置」したなどとは、信じがたい。逆に、十分に地上で「使用」し終ったからこそ、その王者の死後、地中に埋めた。——そのように解することこそ、自然ではあるまいか。

とすれば、当該王朝(九州王朝)の中では、この「委」こそ正字、そのように解しつづけ、伝来し伝承しつづけたとしても、むしろそれが当然ではあるまいか。なぜなら、中国側の史書——「漢書」「後漢書」「三国志」等を見て、そちらに出ている「倭」の文字を「正し」と見なし、実際に自己の王朝に授与された印文中の「委」を「誤字」のごとく見なすこと、その方がむしろ、ありえざる事態な

のではあるまいか。

これに対し、大和の聖徳太子の場合、「委」字を用いる可能性は考えがたい。なぜなら、「古事記」「日本書紀」中には、志賀島の金印に関する記事がない。すなわち、近畿天皇家には、この金印に対する「歴史的伝承」が存在していないと見なす他ないからである。

したがって、聖徳太子が中国の史書を見て書く場合、それらの本文はすべて「倭」であるから、当然この用字に従うはずであり、異例の「委」字などを用うべき可能性は考えられないからである。

この巻頭二行文は、先述のように、「無造作に」書きしるされている。ではそのために、「うっかり」と、このような「異例」の字形をしるした、そのように考えうるであろうか。——考えがたい。

なぜなら、「上宮王」といった王者にとって、国名は重要である。「うっかり」書きまちがえる、といった性格のものではない。

しかも、「無造作に」書きしるすときほど、平常の「書きぐせ」が露呈するものではなからうか。

その上、この執筆者は、「国」の字を「追記」している。すなわち、自分の書いた二行文に対して「見直し」て追記しているのである。もし「倭」が是、「委」が非であったならば、そのさい「イ（ニンベン）」を追記したのではなからうか。すなわち、この「委」の字面は、執筆者自身によって「再検査」をうけているのである。

以上の分析によつて、この巻頭二行文は、やはり「大和の聖徳太子」ではなく、「筑紫の上宮王」による執筆であることが判明する。後者はおそらく、九州王朝の王者、多利思北孤、すなわち「上宮

法皇」と同一人である可能性が高いであろう。

右の帰結は、先の「倭（チクシ）から倭（ヤマト）への用字変動」（天智九〜十年）という物差しの上で導いた結果と一致する。両者併せて、本稿の到達した帰結の正当であったことを証言するものといえよう。

七

最後の局面についてのべよう。

新たに提起すべき問いは次のようである。

——「本文の作者（執筆者）は、自己の著作（書物）を何と呼んでいたか」と。

これに対する回答は、容易かつ明確である。なぜなら、第一巻の巻末に、

法華疏 第一

とあり、これは本文と同筆跡（用紙も同一）であるから、作者自身が自己の著作を「法華疏」と呼んでいたことは確実である（右に対する「第二・第三・（第四）」等は存在しない。再装本作製のさいの「削除」のためであろう）。

ところが、巻頭二行文は、これと異なり、「法華義疏」となっている。従来は、このちがいに對して特に留意されることがなかったけれども、今やこの二行文と本文とは、

(一)一方(本文)は、「中国産の苧麻」であり、他方(二行文)は「国産の可能性のある大麻」である。全く用紙を異にしている。

(二)両者の筆跡も全く異なっている。

(三)一方(本文)の上に、他方(二行文)は貼布されている。すなわち、本来、両者は別々の成立をもっている、と見なすべき史料状況なのである。

(四)その上、両者の「書名」は異なっている。一方(本文)は、「法華疏」、他方(二行文)は「法華義疏」である。

右のような状況から見ると、この両者間の書名のちがいの、軽々に見すべからざることが知られよう。然り、両書名は名のしめす通り別書である、と。——この帰結である。

八

隋の嘉祥大師、吉蔵の著述に、左の書がある。

法華義疏 十二卷(五八九以後)

ここでは、書名は、文字通り、二行文どおりの「法華義疏」である。「筑紫の上宮王」たる多利思北孤が、隋の煬帝のもとへ使者や多くの僧侶を派遣したとき、隋朝はこの吉蔵をもって「国師」のごとく遇していたこと、先述のごとくであった。

とすれば、その「上宮王」の所蔵書の中に、この吉蔵の「法華義疏」の存したことは、むしろ当然といふべきではあるまいか。

では、二行文中の「非海彼本」の一句は、右の問題といかに関係するのであろうか。

吉蔵は、まぎれもなき中国の僧侶であるから、その著作に対し、「非海彼本」という言は一見、回避しがたき矛盾と見えよう。

しかし、問題は「本」の一語にある。

「三国志」に関して、紹熙本・紹興本という称呼のあることは著名であるけれど、これらは刊本の呼び名である。南宋の紹熙(年号)年間、および紹興(年号)年間に成立した刊本を指すのであるが、「紹熙書」とか「紹興書」とかいわず、「本」の字を用いる。

同じく、親鸞の名著、「教行信証」の真筆本は坂東本と呼ばれている。坂東報恩寺の旧蔵であったことをしめす用法である。

いずれも、草本・刊本の別を問わず、「本」の称呼が用いられている。これによってみれば、「海彼本」とは、「海彼書」とは異なっている。吉蔵の著書に対し、倭国側の人物(僧等)が書写した場合、文字通り、それは「海彼の本に非ず」なのである。

この点、わたしたちは、現代日本語において、「本」を「書物」の意に使い馴れすぎたため、この文字の別の用法に気づかずにきていたのではあるまいか。

もとより、この二行文は、ただその「断片」が「切り取られ」て、貼布されているものにすぎない

から、確定的な断案を下すことは不可能である。けれども、右のように見なすとき、はじめて「矛盾なき理解」を一貫してうる事が可能となったのである。

結び

本稿の論証を要約しよう。

(一)従来「法華義疏」と呼ばれてきた著作の本文は、その内実において「聖徳太子の真作にして真筆」とは、到底見なしがたい。六世紀中葉、もしくは後半期の人物で、「南朝偏依」の立場をとった人の著作である。

(二)これに対し、巻頭二行文は「大委国上宮王」自身の自作・自筆の文面と見なされる。

(三)顕微鏡及び電子顕微鏡撮影の所見によれば、本文(中国産苧麻)と二行文(大麻、国内産か)と、両者全くの別の用紙である。後者は、その「断片」があとから貼布されたものにすぎない。

(四)現存御物本は四巻本であるけれど、本来三巻本であった可能性が高い。「法華疏第一」の表記のみあって、「第二」「第三」「第四」を欠く点、「法華疏下巻」の表記のみあって「上巻」「中巻」を欠く点、いずれも、原型本とはいちじるしく「変形」させられた再装本である。

(五)本文には本来、「奥書」の存在した可能性があるけれども、それは「除去」された、という疑いがある。この点を立証すべき痕跡が、現コロタイプ本の第四巻の冒頭に(二点の墨汚点として)存在

しているけれども、残念ながら、その後(コロタイプ本作製——昭和四十六年——の直後か)、右の痕跡は削り去られたようである。表具師による「美化のための作業」による、と思われる。

(六)代つて現存御物本の第一巻冒頭部に、注目すべき「長方形の削除部分」が発見された。顕微鏡所見によれば、鋭い刃物で長方形に切り取り、重ね合わせられた和紙の表面の二枚分を「削除」したものである。その目的は、その部分に墨で書かれていた文字を「取り去る」ことにあつたようである。第二巻と第三巻では、これとほぼ同じ部位に「法隆寺」という墨の文字が(貼布された紙の上に)記せられている。この点から見ると、第一巻のこの場所には、「法隆寺以前の旧蔵者」の名が書かれていた可能性が高い(この点は、赤外線による検査によって、今後検証すべき可能性がある)。

(七)二行文の「大委国」は「ヤマト」ではなく、「チクシ」を指していると見られる(天智十年を境とする、以前〈倭Ⅱチクシ〉、以後〈倭Ⅱヤマト〉という「倭」の指称変化を物差しとして)。

(八)右の二行文の筆跡は、隋の欧陽詢の書風を受けているから、七世紀前半以降の筆跡と見られる。

(九)「七世紀前半(以降)」における、筑紫の上宮王」に該当する人物としては、「隋書」倭国伝中の多利思北孤(Ⅱ上宮法皇)がもつとも高い可能性をもつ。彼は九州王朝の王者であり、遣隋使を派遣した(推古朝の聖徳太子の場合は、初唐期の遣唐使)。

(十)二行文中の「大委国」の「委」字は、通例「倭」字である。中国の歴代の史書に拠る限り、本文はすべて「倭」であるから、「委」を書くべき必然性及び可能性はありえない。これに対し、九州王朝の場合、志賀島の金印中の「委」字を正字(国名の正規の表記)として継承していた、という可能

性がある。それゆえ「筑紫の上宮王」という、先記の「新しき物差しによる判定」を支持し、裏書きしているのである。これに反し、「古事記」「日本書紀」には、志賀島の金印に対する認識が全く欠如しているから、「大和の聖徳太子」が「委」字を書く可能性はないであろう。なぜなら、そのさいは、歴代の中国の史書の本文に拠って「倭」と書くべきこと、必然の帰結だからである。

(四) 本文の作者（執筆者）は、自己の著述を「法華疏」と呼んでいた。ところが、二行文の著者は「法華義疏」と書いている。用紙も、筆跡も異なっている上、後者（二行文）は、ただ、その断片が「貼布」されているだけであるから、この二つの書名を「同一の書」と見なすべき必然性はすでに存在しない。その上、隋の嘉祥大師、吉蔵に、全く同名の書「法華義疏」のあることから見れば、この二行文は、その吉蔵の著作を指して“用いられている、というこの帰結は、史料状況から見てもつとも自然な理解となろう。

(五) さらに「非海彼本」とあつて、「非海彼書」等とない点から見れば、これは“海の向うの著作ではない”の意ではなく、“海の向うの人の書写ではなく、日本列島の人による書写本である”の意ではあるまいか。吉蔵の名著を、倭国から渡った僧侶などが“書写した本”、すなわち“書写本”を意味する一句だったのではあるまいか。それを、多利思北孤が、自家の書架に収蔵したのである。

以上である。

最後に、本稿の論証の意味するところを大局から観察してみよう。

第一に、本疏に対し、「聖徳太子の真作にして真筆であり、それが法隆寺に伝来されてきた」という、従来の通説的理解は、遺憾ながら支持することは不可能である。

第二に、現存御物本は「再装本」であるが、その背後には「改竄」という目的のあつたこと、ほぼ疑いがたい史料状況を検出することとなつた。それは、法隆寺内で、“旧蔵者名を消す”ために行われたものようである。

第三に、しかも、現存御物本は、実は異種の史料を「合成」した、後世（八世紀）の故意にもとづく「改竄」であつた可能性が高い。

第四に、より重大な問題は次の点である。本稿の論証がしめすように、従来の「近畿天皇家一元主義」のイデオロギーの立場からは、この第一史料を実証的に解明すること、それは不可能である、と。逆に、九州王朝の存在をふくむ多元史観の立場からはじめて、徹底して実証的な分析が可能となつた、と。

右のように、旧史観（一元史観）と新史観（多元史観）との当否を分かつもの、それが史料批判的方法と史料科学的方法と、二つの方法論が共にしめした帰結だったのである。

本報告のため、真に学問的な寛容の精神をもつてお力添えいただいた故坂本太郎氏と宮内庁の関係の方々に深く謝意を表したいと思う。

註 (1) 花山信勝氏『聖徳太子御製、法華義疏の研究』(東洋文庫)、『法華義疏』岩波文庫本解説(下巻)

等参照

(2) 偽作説がある。

(3) 典拠は「高僧伝」等による。

(4) 直接「本義」等の表記なくとも、法雲の説を受けているものも存在しよう。

(5) この部分について、東大寺本では、「本文」に作っている(大正新修、大蔵経、第三十三巻、経疏部一、五八六ページ下欄参照)。

(6) 異文(版本による)のため、とも考えられる。

(7) 大蔵経(右の(5)のもの)参照(五七二ページ)。

(8) 『法華義疏』岩波本、解説(三九八ページ)参照。

(9) 丸山孝雄氏の前掲書、二二二～二三三ページ参照。

(10) 『古代は輝いていた』第三巻参照。

(11) 右参照。

(12) たとえば、第四巻末近くに別紙が貼布され、「若……守護」の二十一字が加筆されている(別筆)。

(13) この点、丸山孝雄の御教示をえた。

(14) 他にも、同類の例がある。

(15) これに対し「隋朝の美術」等の影響の「欠如」をもって、天台大師・嘉祥大師等の「名」も「説」も登場せぬ事態を「合理化」もしくは「当然視」しようとする論者があるならば、おそらく不当であろう。なぜなら、多利思北孤の遣隋使も、聖徳太子の遣唐使も、いずれも「仏教の新知識」を求むることに一中心課題のあったこと、疑いえないからである。他の何がなくとも、仏教の新知識まで「共ずれ」にしたのでは、何のための遣使だったか、といわざるをえないのである。

(16) 小倉豊文氏「三経義疏上宮王撰に関する疑義」『史学研究』第五二号、昭和二十八年十月(『聖徳太子と飛鳥仏教』日本仏教宗史論集第一巻、吉川弘文館刊、所収)。

(17) 『日本歴史』六一七月号(昭和四十三年)第二四一号(上)・第二四二号(下)。

(18) 梅沢伊勢三氏にこの問題に関する「反論」がある。『記紀批判』『続記紀批判』等。

(19) 村岡典嗣「古新道に於ける道德意識とその発達」(『日本思想史研究』岩波書店刊、所収)。

(20) 当本が依拠している法華経は、七巻二十七品のもの。現在は八巻二十八品が知られている。それぞれによって、「品立て」に若干変動がある(当本は、「提婆達多品」と「観世音菩薩普門品」の偈頌を欠く型式のもの。岩波文庫本解説、参照)。

(21) 不男(1生まれつき根欠の者。2半年間不能の者。3嫉妬によらなくては不能の者。4姪を行う時に当たって不能の者。5後天的根欠の者)。岩波文庫本、一八四ページ参照

(22) 『本義』(『義記』P.664中、参照。但し、「此の二行は『常に坐禪を好む』を頌するには非ず」の原文九字は、琉主の付加した句であり、原本では特に右傍添加の細字である) 岩波文庫

本、一九〇ページ参照

(23) たとえば「奈良朝を降らざる古代に於ける追書」(法隆寺大鏡の解説、大正八年三月)、「欧陽詢の筆法が加わっているから、奈良朝中頃の文字と見られるが」(岩波文庫本、解説、花山信勝氏)、「奈良時代の書らしい文章であるが」(坂本太郎氏『聖徳太子』一七四ページ)等。

(24) 飯島太久磨氏の御教示をえた(東京、神田小川町、書芸文化新社)。

(25) 小倉豊文氏論文(前出)参照。

(26) 現地音が「チクシ」である。

(27) この金印を授与された王者の墓と考えられるけれども、一方「後時埋納」説も存在する。

追記 昭和六十一年七月二十八日午後三時、わたしは坂本太郎氏のお宅を訪れた。そして当時到達していた、「法華義疏」に対するわたしの所見(本稿第一〜三章中のもの)をのべた。氏はすでに不治の痼疾をえておられたが、これに聴き入り、快く紹介の労をとってくださいだったのである。自己に反対の立論に対する学問的寛容の精神に対し、わたしは深刻な感動を覚えた。爾後七カ月にして、氏は没せられた。つつしんで本稿を御霊前に捧げさせていただきたい。

〈一九八七・十一・三十・稿了〉

■ 著者古田武彦・発行人横田幸男からのお願い

1 これは『古代は沈黙せず』(駿々堂)の中刷りです。印刷した顕微鏡写真は、形状が理解できるよう調整しています。したがって色彩の問題については史料批判は出来ません。著者までお問い合わせください。発行人に問い合わせ戴ければ、御連絡させていただきます。

2 この中で特定の文字については、文字鏡明朝体 true type を使用させて頂いています。

使用文字 顛 倭 尒 潢

(文字鏡研究会ライセンス番号 VOEKX8-1032)

『古代は沈黙せず』(駿々堂) 中刷

「法華義疏」の史料批判

2003年5月1日 第1刷発行

著者 古田武彦
編集 駿々堂出版
発行人 横田幸男
東大阪市寺前町2-3-16
TEL & FAX 06-6727-0408
郵便番号 577-0845

※本書の本文書体は、ヒラギノ明朝体を使用しております。ヒラギノ明朝体で表示出来なかった文字については、文字鏡明朝体 true type を使用しております。